

米軍基地関係特別委員会記録  
＜第2号＞

平成26年第5回沖縄県議会（9月定例会）

平成26年10月8日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

## 米軍基地関係特別委員会記録<第2号>

---

### 開会の日時

年月日 平成26年10月8日 水曜日  
開 会 午前10時0分  
散 会 午後4時20分

---

### 場 所

第4委員会室

---

### 議 題

- 1 陳情平成24年第128号、同第129号の2、同第136号、同第168号、同第169号、同第171号の2、同第172号、同第173号、同第204号、陳情平成25年第20号、同第24号、同第25号の2、同第26号、同第27号、同第58号、同第62号、同第70号、同第75号、同第76号、同第77号の2、同第78号、同第80号、同第81号、同第110号、同第124号、同第127号、同第128号、同第144号、同第150号、同第151号、陳情第4号、第13号、第16号、第20号、第21号、第22号、第35号、第48号、第59号、第65号、第78号、第84号、第85号の2、第86号及び第87号
- 2 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立（7月以降の米軍関係の事件・事故について）
- 3 閉会中継続審査（調査）について

---

### 出 席 委 員

委 員 長 新 垣 清 涼 君  
副 委 員 長 又 吉 清 義 君

委員	中川京貴君
委員	仲田弘毅君
委員	具志孝助君
委員	仲宗根悟君
委員	新里米吉君
委員	玉城義和君
委員	吉田勝廣君
委員	嘉陽宗儀君
委員	呉屋宏君
委員	比嘉京子さん

委員外議員 なし

---

### 欠席委員

なし

---

### 説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	又吉進君
基地防災統括監	親川達男君
基地対策課長	運天修君
地域安全政策課長	池田克紀君
企画部参事	下地正之君
環境部環境企画統括監	大浜浩志君
環境部自然保護・緑化推進課長	謝名堂聡君
保健医療部保健衛生統括監	国吉秀樹君
農林水産部農漁村基盤統括監	増村光広君
農林水産部水産課長	新里勝也君
土木建築部土木整備統括監	末吉幸満君
土木建築部海岸防災課副参事	松田了君
教育庁教育指導統括監	平良勉君
警察本部刑事部長	大城盛重君

## 警察本部 交通部長 當山達也 君

○新垣清涼委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

陳情平成24年第128号外44件、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る7月以降の米軍関係の事件・事故について及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、環境部環境企画統括監、保健医療部保健衛生統括監、農林水産部農漁村基盤統括監、土木建築部土木整備統括監、教育庁教育指導統括監、警察本部刑事部長及び警察本部交通部長の出席を求めています。

まず初めに、陳情平成24年第128号外44件の審査を行います。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 ただいま議題となっております、知事公室所管に係る請願及び陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

知事公室所管の請願は0件。陳情は、継続が39件、新規が6件、合計45件となっております。

まず、継続審議となっております陳情39件のうち、変更のございます1件につきまして御説明いたします。

説明資料の7ページをお開きください。

陳情平成24年第136号普天間飛行場の早期移設促進に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

2段落目以降、次のとおり変更を行っております。

一方、日米両政府が推進する辺野古移設計画は9.5年以上を要するとされており、県としては政府に対し5年以内の運用停止を求めたところであります。

政府が進める辺野古移設と県が求めている5年以内運用停止が、現実的で具体的な解決策だと考えております。

そのほか、経過に伴う状況について追加し、下線に表示しておりますが、基本的な処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

説明資料の89ページをお開きください。

陳情第65号村立古堅小学校への米軍車両の無断侵入に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

陳情項目2から4までにつきまして、県としては米軍の訓練や移動に際しては、県民の生命、生活及び財産へ十分に配慮すべきであると考えております。

県は、去る8月4日に、沖縄防衛局に対して、関係機関への通報や再発防止の徹底を米軍に働きかけるよう要請したところであります。

今後とも、関係機関に対し、県民に被害や不安を与えることがないように、隊員への教育の徹底を強く求めていきたいと考えております。

なお、米軍の公務中の事故に関する損害については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約―日米安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定―日米地位協定第18条第5項に基づき、日本政府が補償することとなっております。

次に、説明資料の91ページをごらんください。

陳情第78号県道70号線における住民立入制限等の計画を断念するよう求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

沖縄防衛局に対し、県道70号線路側帯の共同使用の見直しを検討しているとの報道内容について照会しておりますが、事実関係は確認できておりません。

県としては、北部訓練場のヘリパッド移設は、県の基地負担軽減につながることを踏まえつつ、道路管理者として、安全かつ円滑な道路の通行に支障が生じないように、適切に対応してまいります。

次に、説明資料の94ページをお開きください。

陳情第85号の2キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の支障除去に係るより効果的な調査計画の策定等を日本政府に要請することを求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

陳情項目1につきまして、県は、これまで累次にわたり、日米地位協定への環境条項の追加等、同協定の抜本的な見直しを求めてまいりました。

あわせて、同協定の早急な見直しができない場合には、環境法令の適用や環境調査等の規定を盛り込んだ政府間協定の締結が必要との考えから、去る4月17日には、渉外関係主要都道県知事連絡協議会―渉外知事会と連携し、日米両政府に対し特別要請を行ったところであります。

また、去る9月22日に来県した防衛大臣に対し、現在、日米両政府間で交渉が進められている環境補足協定について、早期締結を要望したところであります。

次に、説明資料の98ページをお開きください。

陳情第87号高江ヘリパッド建設に伴うN1ゲート前の県道70号線路肩部を「米軍専用区域」に変更させない決議を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

陳情項目1につきましては、陳情平成24年第128号に同じであります。

以上、知事公室の所管に係る陳情45件につきまして処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、環境部環境企画統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

大浜浩志環境企画統括監。

○大浜浩志環境企画統括監 環境部関連の陳情につきまして御説明いたします。

環境部関連の陳情は、新規1件、継続17件となっております。

初めに、継続17件中、処理概要に変更のある1件について御説明いたします。

お手元の資料38ページをごらんください。

陳情平成25年第62号につきましては、本年6月12日に事業者より当該事業に関する事後調査報告書が送付され、去る9月24日に同報告書に対しての知事の環境保全措置要求を事業者へ送付したことから、下線部のとおり処理方針を変更しております。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

お手元の資料95ページをごらんください。

陳情第85号の2「キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の支障除去に係るより効果的な調査計画の策定等」を日本政府に要請することを求める陳情について御説明いたします。

記の2及び3について、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法―跡地利用推進法では、返還される土地の全域について、国が土壤汚染等の支障除去を行うこととされております。県としましては、環境汚染に係る調査及び汚染除去が適切に実施されるよう、国及び地元自治体と連携・協力していきたいと考えております。

このため県では、米軍基地に係る環境問題に対応する新たな仕組みづくりを

目指して、環境調査のガイドラインの策定と基地ごとの環境カルテを作成し、国に提案したいと考えております。

現在、ガイドライン策定やカルテ作成に必要な国内外における先行事例のほか基地関連の環境配慮、法制度及び施策等、現地調査を含む情報収集に集中的に取り組んでいるところです。これらの調査内容については、まとめ次第、適宜公表していきたいと考えております。

以上、環境部に係る陳情処理概要について御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 環境部環境企画統括監の説明は終わりました。

次に、保健医療部保健衛生統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

国吉秀樹保健衛生統括監。

○国吉秀樹保健衛生統括監 保健医療部関連の陳情は、継続の陳情平成24年第129号の2及び陳情平成25年第25号の2の2件となっており、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 保健医療部保健衛生統括監の説明は終わりました。

次に、土木建築部土木整備統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

末吉幸満土木整備統括監。

○末吉幸満土木整備統括監 土木建築部関連の陳情は、継続10件、新規4件となっておりますが、継続の陳情について、処理概要の変更はありませんので、説明は省略させていただきます。

次に、新規に付託された陳情4件について御説明申し上げます。

資料の91ページ、陳情第78号県道70号線における住民立入制限等の計画を断念するよう求める陳情につきましては、先ほど知事公室長が説明しました処理方針と同じ内容でございますので、説明は省略させていただきます。

資料の92ページをごらんください。

陳情第84号沖縄県によるキャンプ・シュワブ内の建設工事承認のやり直しを

求める陳情の処理概要について御説明申し上げます。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認申請については、公有水面埋立法等関係法令にのっとり手続・審査を行いました。

法令に定められた審査項目には、御指摘の埋葬地に関する項目はないことから、審査をやり直すことは考えておりません。

なお、戦没者の遺骨収集については、厚生労働省及び県において実施しております。

次に、96ページをごらんください。

陳情第86号名護市辺野古の設計概要変更承認申請を不承認とする決議を求める陳情の処理概要について御説明申し上げます。

記の1から記の3までについて、平成26年9月3日付で提出された設計概要変更承認申請書では、①工事用仮設道路の追加、②中仕切り護岸の追加、③美謝川切りかえルートの変更、④埋立土砂運搬方法の一部変更の4項目の変更が示されております。

これらの変更は公有水面埋立法第42条第3項により準用する同法第13条の2に規定される設計の概要の変更にあたることから、変更承認申請が必要であります。告示・縦覧、地元市町村長意見の聴取、及び利害関係者の意見聴取等の手続を行うことにはなっておりません。

また、設計の概要の変更に係る標準処理期間は44日と定めていることから、この定めを踏まえつつ関係法令に基づき審査等を行ってまいりたいと考えております。

今回の変更事項は、環境影響評価法に規定する事業の諸元の変更以外の変更であることから、環境影響評価手続を再実施する必要はありません。

なお、公有水面埋立法施行規則第7条第2項第3号の規定に基づき、設計概要の変更に伴う環境影響の予測・評価が行われ、その結果が環境保全に関し講じる措置を記載した図書として申請書に添付されています。

99ページをごらんください。

陳情第87号高江ヘリパッド建設に伴うN1ゲート前の県道70号線路肩部を「米軍専用区域」に変更させない決議を求める陳情の処理概要について御説明申し上げます。

記の2について、沖縄防衛局に対し、県道70号線路側帯の共同使用の見直しを検討しているとの報道内容について照会しておりますが、事実関係は確認できておりません。

県道70号線は県民の生活や産業活動を支える重要な道路であり、道路の機能を保全する必要があると考えております。

以上、土木建築部の所管に係る陳情につきまして処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願います。

○新垣清涼委員長 土木建築部土木整備統括監の説明は終わりました。

次に、農林水産部農漁村基盤統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

増村光広農漁村基盤統括監。

○増村光広農漁村基盤統括監 農林水産部所管の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

農林水産部所管の陳情は、継続8件、新規2件となっております。

継続審議につきましては、処理概要の欄に変更がございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、新規陳情について御説明いたします。

資料の92ページをごらんください。

陳情第84号沖縄県によるキャンプ・シュワブ内の建設工事承認のやり直しを求める陳情につきましては、先ほど土木整備統括監が説明しました処理方針と同じ内容でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、資料の96ページをごらんください。

陳情第86号名護市辺野古の設計概要変更承認申請書を不承認とする決議を求める陳情につきましては、先ほど土木整備統括監が説明しました処理方針と同じ内容でございますので、説明は省略させていただきます。

以上、農林水産部所管に係る陳情10件につきまして処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願います。

○新垣清涼委員長 農林水産部農漁村基盤統括監の説明は終わりました。

次に、教育庁教育指導統括監の説明を求めます。

平良勉教育指導統括監。

○平良勉教育指導統括監 それでは、資料の89ページをごらんください。

陳情第65号村立古堅小学校への米軍車両の無断侵入に関する陳情の教育委員会の所管する事項の処理方針について御説明申し上げます。

教育委員会関連は、記の1の事項となります。

それでは、処理概要を御説明いたします。

海兵隊所属の大型車両が古堅小学校に無断で侵入したことは、まことに遺憾なことと考えております。

海兵隊員は、侵入時にその場で学校に謝罪するとともに、後日、海兵隊政務外交部から、学校へ謝罪の電話があったとのこと。

なお、学校施設及び児童への被害はないとのこと。

以上で、教育委員会に係る陳情の処理方針について説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 教育庁教育指導統括監の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 91ページ、陳情第78号。沖縄防衛局に対し照会をしているけれども事実関係は確認できておりませんということで、これは沖縄防衛局から返事がないということですか。それとも、返事があるけれども、そういうことはありませんということなのですか。

○又吉進知事公室長 報道内容について、このことは事実ですかということを聞いておりますが、沖縄防衛局からは何も決まっていないという御返事でございます。

○新里米吉委員 問題は、これまでも政府や沖縄防衛局関係は事実関係をしばらく明確にせず、マスコミ報道後にぽっと出てきたりということがこれまでもよくありました。これだけマスコミから報道されますと、その可能性は高いと見ないといけないと思いますが、皆さんはこの問題についてどうお考えですか。

○又吉進知事公室長 行政機関として正式に照会したことに対する正式な答えがまだ決まっていないというお答えですので、それ以上のことは私どもからは何も申し上げられないのですが、かなり関心を持って注視しているということは確かでございます。

○新里米吉委員 土木建築部にお聞きしたいのですが、このようなことがもし行われるとしたら、県としてはそれをやめるように言わないといけないと思いますが、今、共同使用しているところを一方的に米軍側からそこは我々が使用すると言われた場合に県としてはどうしますか。

○末吉幸満土木整備統括監 この道路というものは、当然交通の機能を持っている道路でございますので、県民生活や産業活動に支障がないようにとのことで、道路の機能を保全するように求めていくということになります。

○新里米吉委員 知事公室はどうですか。

○又吉進知事公室長 報道のような方向性が仮にあるとするならば、それは政府として明確な理由、方向性を持っていることであろうと思います。さらに県としましては、先ほど土木建築部が申し上げたように道路管理者としての責任があると。したがって、どのような説明をなされるかをしっかり聞いた上で、県としては判断することになるかと思えます。

○新里米吉委員 いずれにしましても、県民側からは好ましいことではないですよね。これは日米地位協定第2条第4項(a)において、双方で合同委員会を開いて合意されて使用されていると思います。ですから、それが一方的に来るということがあってはならないと思うのですが、その辺はどうお考えですか。

○又吉進知事公室長 基本的に日米地位協定の2-4-(a)ないし、2-4-(b)と私どもも言うておりますけれども、共同使用に関する協議というのは国家間、政府間で決めるものであります。しかしながら、当然地元にはしるべき説明があって、必要性について十分丁寧な説明があると考えております。

○新里米吉委員 94ページ、陳情第85号の2。陳情者の陳情内容は我々沖縄からすればごもっともなことだと思うのですが、環境部はどう思っていますか。

○大浜浩志環境企画統括監 この陳情は、陳情者がある方々からヒアリングをして提出してきておりますが、我々もこの方へヒアリングを行っております。その中で環境調査の仕方などがアメリカとは少し違うということもありましたけれども、アメリカは国内法できちんと関係機関の合意形成や情報公開、住民の参画等について法律の枠組みの中でされております。その辺のところを今後沖縄の基地問題に対して検討する中におきまして、我々としましては環境のガイドライン、環境のカルテを作成して、調査手法や基準、体制等につきましてもガイドラインの中で策定をし、国へ提示していきたいと考えております。

○新里米吉委員 96ページ、陳情第86号について。この中に書いてありますように、4項目の変更、申請があるということですが、3と4についての変更は軽微な変更だと思っておりますか、かなり重要な変更だと思っておりますか。

○末吉幸満土木整備統括監 今は審査中のございまして、軽微な変更か、重要な変更かも含めて審査しております。

○新里米吉委員 この変更をするときに、審査は44日でやらなければいけないのですか。44日を過ぎてもいいのですか。

○末吉幸満土木整備統括監 私どもは、標準の審査期間として44日という期間を設定しておりますが、当然その中に入らないという可能性もあります。

○新里米吉委員 今の話は44日を超えるということもあり得るということですよ。

○末吉幸満土木整備統括監 そのとおりでございます。

○新里米吉委員 まだ検討中ということで、これが軽微なのか、重要なのかもわからないとなると、44日でやれるような話ではないですね。結構日もたっているのです。

○末吉幸満土木整備統括監 私どもは審査に入ったばかりですので、審査中という言葉で説明させていただきます。

○新里米吉委員 私は軽微ではなくて、物すごく重要な変更になってきたと思っております。例えば、皆さんはどう押さえているかわかりませんが、マスコミ報道であったように辺野古ダム周辺の30.35ヘクタールから土砂をとるということですが、そこは緑化を行うということでしたのに一般社団法人共同通信社の発表によるとそこに兵舎を建てると。もしそれが事実だとしたら、これは軽微な変更では済まないと思いますが、どうですか。

○末吉幸満土木整備統括監 埋立申請書の中にはそのような表現はなされておられません。緑化するというので私どもは審査をしているということでございます。

○新里米吉委員 ですから、まさにこれが今後変更で起きてきた場合には軽微では済まなくなりますよねと聞いています。

○末吉幸満土木整備統括監 私どもの埋立承認申請書の中に記載された事項について審査をしておりますので、それから新たな事実が出てきた場合には当然その対応が出てくるとは思いますが、今はそういった情報は把握しておりません。

○新里米吉委員 それと、ベルトコンベヤーで土砂を運搬するというので知事意見に対しても沖縄防衛局はそのように答えて、皆さんは承認をしたという経過がありますね。どうですか。

○末吉幸満土木整備統括監 はい。

○新里米吉委員 それが今はベルトコンベヤーではなくて、ダンプトラックで運搬すると。これは軽微どころか重大な変更になりませんか。

○末吉幸満土木整備統括監 変更の内容に軽微や重要という区分けはございません。その申請の中で環境部にも意見照会をさせてもらっています。それで環境に対する影響がどうかということも環境部へ意見を照会しているところでございます。

○新里米吉委員 そもそも承認をするときはダンプトラックで運搬することは入っていませんでした。書かれてもいません。審査のときにそれはなかったのです。審査のときはベルトコンベヤーで審査しましたよね、どうですか。

○末吉幸満土木整備統括監 そのとおりでございます。

○新里米吉委員 これは審査をしたときの内容がまるっきり変わるので重大な変更となりますよね。

○末吉幸満土木整備統括監 先ほども説明しましたとおり、軽微な変更、重要な変更というカテゴリーは我々の審査にはございません。ただ、今回沖縄防衛局が変更の理由として述べていることは、埋立承認後において引き続き埋め立て等の工事について安全及び環境保全に配慮しつつ、より効率的かつ着実に進められるための方策について検討を重ねており、今回これまで検討した方策について事業内容に反映させるため計画変更に至ったものであるということで申請書に記載されております。

○新里米吉委員 知事意見に対して事業者が言ったのは、埋立地の直近の辺野古ダム湖周辺を土砂採集場として、ダンプトラックによる土砂搬出ではなく一ではなくですよ。土砂発生区域の立地条件を生かしたベルトコンベヤーによる土砂搬出を計画していますと。これが最後の知事意見に対しての最終的な事業者の見解です。それを見て皆さんは承認をしたわけですよ。これは皆さんが承認をしたときの条件とまるっきり違っています。いわゆる事業者である沖縄防衛局はトラックによる土砂搬出ではなくと。トラックによる搬出は拒否しているのです。これはやりません、ベルトコンベヤーでやりますと。だからいいでしょうと言っているのです。それがトラックになった場合に一それは皆さんが承認する場合の用語として軽微や重大、重要の変更という言葉を使用しなくても、日本人の一般的な感覚としてこれは軽微な変更ではなく、日常使用する用語としては重大な変更になりますよね。それをどう認識しているのですか。

○末吉幸満土木整備統括監 今回の変更申請について、私どもは変更の理由が正当な事由かどうかということを審査します。それを今まさに審査を開始したばかりでございます、正当な事由であるかどうかについて内容審査の中で審査しております。

○新里米吉委員 これは、私が先ほど事業者の最終的な見解を出して皆さんが承認をした、いわゆるダンプトラックによる土砂搬出ではなく、ベルトコンベヤーによる土砂搬出を計画と。これを見て皆さんは承認したのですよね。

○末吉幸満土木整備統括監 土砂運搬の手段の一つとしてダンプトラックとベルトコンベヤーというものがあると思います。最初の申請でベルトコンベヤーでやりますということで我々は読み込んでおりましたが、これがダンプトラックになったので完全にだめかどうかということについては、当然これからの審査の中で検討をしていくということになります。

○新里米吉委員 みずから事業者側がこの問題の知事意見の指摘を受けてそれに対してダンプトラックによる土砂搬出ではなくベルトコンベヤーでの搬出を計画していますのでこれでいいでしょうと言ってきて、それを皆さんは承認したのです。これは大変な変更です。否定していたものが生き返ってきたのですから。これはやりません、ダンプトラックではありませんと。当然ダンプトラックとベルトコンベヤーでも環境保全上の問題は変わってきますし、大きな変更だと思いますがその認識はないのですか。

○末吉幸満土木整備統括監 私どもはあくまでも変更の理由が正当かどうかということは今審査しているところでございます。

○新里米吉委員 大きな変更があったことはわかっていますよね。

○末吉幸満土木整備統括監 先ほどから言っておりますように、これが大きな変更なのか、小さな変更なのかも含めて審査の中で研究していきたいということになります。

○新里米吉委員 苦し紛れの答弁になっていますね。この事業者自身がそう言っているのですから。ダンプトラックに対してはこの土砂搬出について否定的な見解を述べて、ベルトコンベヤーでやりますということで、それに基づいての環境評価だったはずなのです。環境部はそれ以前に否定的な見解を述べていましたが、土木建築部がそれを通したわけですよ。

○末吉幸満土木整備統括監 今回の工法の変更につきましても当然沖縄防衛局のほうでは設計概要の変更に伴う環境影響予測評価を行っております。その結果が環境保全に関し講じる措置を記載した図書に記載され申請書に添付されておりますので、その内容についても我々は審査をしているという状況でございます。

○新里米吉委員 環境部としてはこの問題を別にして環境保全上の懸念が残るということは今まで言ってきたわけですが、それを通したのは土木建築部なので、環境部に聞きたいところですが、これは基本的には土木建築部の問題なのです。しかも、知事意見の後に事業者の見解が出て、それを承認したのは環境部側ではなくて土木建築部側なので、まずは土木建築部がどういった考えを持っているのかについてお聞きしたいと思っております。これほど180度ひっくり返ってきて、これが重大な変更かどうかわからないと。小さい変更かもしれませんがという発想でやられたのでは県民もたまったものではないと思います。

○末吉幸満土木整備統括監 先ほど来述べさせていただいておりますように、我々は内容審査を開始したところでありまして、正当な事由であるかどうかについて内容審査の中で審査をすることとしております。

○新里米吉委員 1つ確認しますが、この変更は事業者側は180度変わった変更になったという認識はありますか。

○末吉幸満土木整備統括監 事業者側からの変更申請理由は先ほど述べましたように、埋立承認後において引き続き埋め立ての工事等云々で、これまで検討した方策について事業内容に反映するため計画変更に至ったということで、180度変わったということは述べておりません。

○新里米吉委員 本人たちが言わなくてもこれまでの経過からいっているのです。先ほど私が言ったように、事業者側はダンプトラックによる土砂搬出ではなくと言って、ベルトコンベヤーによる土砂搬出を計画していますということで知事意見が疑問を呈して、問題点として指摘したことに対してそれで答えたのです。それを皆さんは承認しました。自分たちでダンプトラックによる土砂搬出ではなくと言ったのにダンプトラックに変わりますと言っているのです。その認識はありますか。ベルトコンベヤーと言ってきたのにベルトコンベヤーではなくて、ダンプトラックになったということの認識はありますか。

○末吉幸満土木整備統括監 変更申請書にはそのように記載されております。

○新里米吉委員 これは自分たちが否定したものに返るのです。日本語で180度と言うときはそういう場合に使うのです。自分たちで否定をした、別の方法

をとりますと。180度変わるのです。全然そのことについて認識していないので困ります。

○末吉幸満土木整備統括監 私どもは内容の審査に入ったばかりでございますので、今からでございます。

○新里米吉委員 これが提出されてかなりたっているのにやっていないということは、とてもではないですが44日間でできるような話ではないということのみずから証明しているようなものですね。私が今言っていることさえもまともに答えられないということは、これは二、三カ月かかるのではないですか。

○末吉幸満土木整備統括監 44日というものは形式審査を含めて44日ということでございますので、我々が内容審査に入ったのは今月からでございます。

○新里米吉委員 これは、先ほど話しましたように最終段階から土木建築部がやってきたのですが、環境部の視点からこれはかなり問題があると思いませんか。今言っているダンプトラックとベルトコンベヤーは相当違うと思いますので、環境上も環境影響評価のその部分をもう一度やり直す必要があるぐらいの変更ではないかと思っておりますが、どうですか。

○大浜浩志環境企画統括監 先ほど委員から御指摘の土砂の運搬方法が変わったということについて、ダンプトラックが国道329号まで通るということですので、それに伴う騒音や粉じんなどといった問題が出てくるだろうと。また、美謝川の切りかえについても水質汚濁、動植物への影響というものが出てくるだろうという形で我々としてもそういった認識でございます。今回の変更申請につきましては、公有水面埋立法に基づいて変更申請の部分に係る環境影響評価というものがされておりまして、図書が添付されているということで、それも土木建築部、農林水産部から照会を受けておりますので、それについても我々としてはきちんと今後審査していくという段階でございます。

○新里米吉委員 これまで想定されていなかった、あるいは想定をされていてそうしてやってきたのかもしれませんが、まるっきり違うことが起きてきたので、環境部としてしっかりと環境影響評価を時間をかけてじっくりやってもらわないと。これも基準ですので44日間でやらないといけないということでもないと思っておりますので、しっかりとしたものを出してもらわないといけないと思っ

ているのですが、どうですか。

○大浜浩志環境企画統括監 土木整備統括監からもありましたように、今審査の緒についてのございますので、しっかりとそのようなところを審査してまいりたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
中川京貴委員。

○中川京貴委員 94ページ、陳情第85号の2。キャンプ瑞慶覧、西普天間住宅地区について陳情が出ておりますが、キャンプ瑞慶覧はたしか240ヘクタールのうち西地区の51ヘクタールの返還が予定されております。このことについては議会の一般質問でも取り上げましたが、例えば米軍基地内の農地の取り扱いということで—これは知事公室長と農林水産部にまたがるかと思いますが、この西地区の51ヘクタールに農地はありますか。

○下地正之企画部参事 現況の農地としての利用はございませんが、地目上の農地というものはございます。

○中川京貴委員 今聞いているのは登記簿謄本上の地目のことについてです。地目の農地の取り扱いはどのようになっていますか。

○下地正之企画部参事 今の質疑に対する直接的な答えではないのですが、西普天間住宅地区については宜野湾市を中心に地権者へのアンケート調査を踏まえながら跡地利用計画の策定中でございます。今後、跡地利用計画がされて都市計画決定、あるいは地目変更といった農地法関連の手続が進められているということになります。今現在、明確な土地利用計画が決まった段階でそういった手続についても関係部局と検討されていくということを考えております。

○中川京貴委員 質疑を変えますが、今、西普天間住宅地区について答弁をしておりますが、これまで軍用地が返還された後、そこに農地があったはずなのです。この取り扱いについてはどうなっていましたか。

○下地正之企画部参事 これも一般論での答えになりますが、例えばこれまでの返還について代表的な事例としては那覇新都心地区でございますが、那覇新

都心地区は214ヘクタール、全域区画整理事業で実施しておりますけれども、区画整理事業実施に当たってさまざまな農地法、あるいは建築物を建てるなどの手続もありますので、その手続を踏まえる中で当然農地法に基づく農地の地目変更といった手続はなされていくものではないかと考えております。

○中川京貴委員　ですから、個人個人1個ずつやったのか、区域指定で全体的にやったのか、経緯を教えてくださいということですか。

○下地正之企画部参事　農地法等による地目変更といった具体的な手続につきましては、全体でやるのか、個別にやるのかということは我々は把握しておりません。

○中川京貴委員　基本的なことをお聞きします。米軍基地内には農地法は適用されますか。

○下地正之企画部参事　返還前における状態ということでございますか。

○中川京貴委員　現状で。

○増村光広農漁村基盤統括監　米軍基地内については農地法が適用されません。

○中川京貴委員　言い切りましたけれども、あえてお聞きします。今、農地法は適用されませんか。そうであれば米軍基地の軍用地の売買は可能ですよね。

○増村光広農漁村基盤統括監　農地法を適用しませんので、我々では判断しづらい部分がありますけれども、できる、できないという判断を我々のほうではできません。

○中川京貴委員　これを言われたら困るのですが、農地法の農業委員会の親元は県なのです。違いますか。

○増村光広農漁村基盤統括監　そうです。

○中川京貴委員　知事公室長、私はこの件について議会の一般質問でも質問を

しましたが、議会では時間がなかったのでキャッチボールはできませんでした。あえて再度お聞きしますが、基地の中では農地法が適用されません。適用されませんが、この基地の中に建物が建っているところは現況農地ではありませんので、軍用地の売買ができます。しかし、建物が建っていないところの軍用地は売買ができないのです。今の農漁村基盤統括監の説明では農地法が適用されないので売買ができるはずなのですが、現況で売買ができていますか。

**○又吉進知事公室長** 大変申しわけないのですが、具体的な情報は持ち合わせておりません。ただ、一般法令を米軍基地内に適用する、適用されないという判断というものはその法令に基づく作業において一現地を米軍が専用施設として使用しているわけですが、その運用等に何か影響がある、影響がないというところで一般的には判断されるものと思います。したがって、何か災害対策ですとか、環境などについて原則として国内法では適用されないのですが、今おっしゃったようなケース等につきましても一定の政府の判断というものが必要だと思います。その判断を現在持ち合わせておりませんので、今具体的な答弁はしかねるのですが、少し県としても研究をさせていただきたいと申し上げたいと思います。

**○中川京貴委員** なぜそのような質疑をするのかといいますと、これは課題だと思っております。例えば基地の中にある土地が、今答弁がありましたように登記簿謄本上原野もあれば、農地もあります。しかし、機能としては基地なのです。地主が使えないのです。今の状況の中で地主が最寄りの市町村に用途変更を提出したら変更ができます。用途変更を拒否することは県も市町村もできません、現況は農地ではないのですから。基地内に入って農業ができないのです。しかしながら、これが返還された場合には、農地として戻されるのです。違いますか。

**○増村光広農漁村基盤統括監** おっしゃるとおりです。返還後、農業振興地域一農振地域に指定をされましたら農地法に基づいての判断が加味されることになると思います。

**○中川京貴委員** 農振地域に指定されなければ変更はできるのですか。基本的には、農振地域に指定されなくても登記簿謄本上が農地として返還されたら農業委員会に転用届を提出するという手続だと思っておりますが、提出する必要はないのですか。

○増村光広農漁村基盤統括監 提出する必要はあります。

○中川京貴委員 ですから、指定されていても、されていなくても農業委員会を通さないといけないということなのです。軍用地を持っている方々が自分の登記簿謄本を見た人は少ないと思います。自分の土地にくいも打たれていないのですから。大体この辺だろうということ。そういった意味では、議会で質問したとおり、基地の中は規制されていて地主が入れないのです。自分の家もつくれない。そういったところはやはり農業委員会を通さなくても農地転用が可能になるような緩和が必要ではないですか。この権限は県にあるのです。市町村ではありません。県がそういう指導をすればできると思いますが、いかがですか。

○又吉進知事公室長 現行の制度というものを少し整理しますと、中川委員のおっしゃること、あるいは問題の指摘というものは確かに正鵠を射ると思えますけれども、当該の米軍用地がいつ返ってくる、返ってこないという話がまずあります。これは基地の整理縮小という観点から県が求め、そしてこれが米軍の運用と調整をした上で政府において返還が決定されるということになります。その段階で当然事前の準備として地元自治体と県の間で跡地利用計画や都市計画がありますなどといったことを議論するわけですが、具体的な処方、農地法やそういった法律がかぶってくるということは事前に想定をいたしますけれども、実際にこの土地をこのように使用するということは返還後のプロセスになるということが現状でございます。したがって、今の委員の御指摘を現実に返ってくるのが予定されている地域についてきちんと備える必要があるという御提案とするならば、それは全くそのとおりだと思います。

○中川京貴委員 例えば、軍用地の中に登記簿謄本上原野があり、また田畑があり、現況では農地としての機能はしないというときに、これは宅地であれ、原野であれ、農地であっても税金は一緒なのです。これが用途変更したからといって税は変わらないのです。この区域一帯は全部指定されているので。そこで地主が用途変更を出した場合には地目変更は可能ですよね。

○又吉進知事公室長 大変申しわけないのですが、このような事例を承知してはいないのですが、過去にそういった事例があるかどうかにつきましては、確認をしたいと思います。また、そういった事例がないのでありましたら政府に

も照会をして、しっかりとした法的根拠を確認したいと思っております。

○中川京貴委員 事例があるから聞いています。これは地域によって事例があります。ぜひ調べていただきたいです。それと、公平にやるべきだと思います。同じ軍用地として不公平さがあるてはいけない。こっちはできる、できないということはあってはいけないということをまず指摘しておきます。このことについては次の一般質問でやります。本番に入るのですが、もう一つは、5000万円控除がありますよね。基地を再開発するに当たって5000万円の税の控除があるのですが、この土地と軍用地との等価交換については税の控除は幾らぐらいまでありますか。

○下地正之企画部参事 跡地利用推進法では土地を譲渡するときの所得控除として5000万円控除が認められております。等価交換の場合も適用されるということでもあります。

○中川京貴委員 今言っているのは、等価交換のときの限度額はないのですかと聞いています。

○下地正之企画部参事 普天間飛行場で跡地利用推進法に基づく先行取得を実施しておりまして、昨年の事例ではそういったケースはありません。西普天間住宅地区については、今年度宜野湾市が既に土地の取得を実施しておりますが、そういった事例があるかどうかについてはまだ聞いておりません。例えば、年度がまたがった場合などの詳細なケース・バイ・ケースの対応につきましては、制度の中身とも関係してきますので、これについては国にも確認をしながら調べていきたいと思っております。

○中川京貴委員 再度確認します。例えば、Aさんが西普天間住宅地区に土地を持っていて、この土地を宜野湾市に売りました。1億円で売ったら5000万円の控除ですから残り5000万円に税がかかってきますよね。これは理解しています。もし、1億円の財産を持っている西普天間住宅地区の地主のところ宜野湾市の公園としてほしいと宜野湾市から来た場合に、この1億円の財産で宜野湾市以外、例えば沖縄市でも那覇市でもいいですが、土地を購入したときにこの1億円の土地の税の控除は可能ですかということ。現金を取った場合には5000万円控除となることはわかっています。現金を取らないで土地の等価交換のときには税はどうなるのですか。

○下地正之企画部参事 等価交換の場合にも制度の適用はあると聞いておりますが、詳細な事例についてはもう少し調べさせていただきたいと思います。

○中川京貴委員 この件についてはもう一度改めて仕切り直しでやりますので、ぜひ調べていただきたいです。私は基本的になっていないと思っているので今聞いているのです。

89ページ、陳情第65号、村立古堅小学校の件について。これは御承知のとおり、過去に嘉手納小学校でもありました。小学校でも過去に二、三回あったと思いますが、なぜそのことが教訓にならなかったのか説明をお願いします。

○又吉進知事公室長 まず過去のケースについて説明をした上で県の見解を述べたいと思います。

○運天修基地対策課長 過去に9件ほどありますが、直近の3件を申し上げます。平成24年7月に宜野湾市大謝名小学校の敷地内で米軍車両が侵入してUターンしたものの、平成25年9月14日に嘉手納町におきまして大型バスが嘉手納小学校の裏門に侵入しUターンを試みて水道蛇口を破損したものの。運転をしていた米兵は書類送検をしております。それから平成26年の1月17日に読谷村で読谷高校の駐車場に米軍車両が3台侵入しUターンしたということで、事故等は発生しておりませんという状況でございます。

○又吉進知事公室長 今御紹介したとおり、いずれの事故といえますか、事案も運転手の錯誤といえますか、間違えて入ったと先方は言うております。また、行きどまりでやむを得ずUターンしたなど。ただ、県の捉え方といたしましては、やはり現地に駐留していて地形に明るくないということが問題だと思えます。県といたしましてはその後案内表示板をつけたり、警告板をつけたりということで教育庁で処置をしているわけですが、根本的に兵士が転勤してきたばかりだったので知らなかったという話も聞こえてきたりはしますけれども、こういうことはあってはならないわけございまして、今回またこのようなことが起きたことにつきまして同様の理由であればこれは大変問題であると考えております。

○中川京貴委員 今知事公室長が答弁したとおり嘉手納町でも過去に米軍の車両が進入してきたと。要するに、行きどまりになった場合に焦ってしまって右

に左にぶついたりする可能性もあります。まずは侵入させないということが大事だと思います。そこで子供たちが遊んでいたら事故が起きるということもありますので、まず米軍車両を入れないための作業としては—これは読谷高校、嘉手納小学校、古堅小学校と集中しているのです。その地域は教育委員会も含めて英語文字で国道や県道にここにスクールゾーンがありますよということの案内を設置すべきだと思います。今はまだ設置はされていないと思いますが、古堅小学校は設置されていたのですか。

○平良勉教育指導統括監 道路等における表示等につきましては承知しておりませんが、各学校におきましては進入禁止と英語で表示していると。県立高校と特別支援学校につきましてはそのような指示はかつて行いました。これが小学校・中学校ではどうなっているのかについては掌握しておりません。

○中川京貴委員 ぜひ提案したいのは、御承知のとおり古堅小学校の裏門は県道になっています。そういったところもやはり県と市町村、教育委員会も含めて子供たちの通学路の近いところは案内板を設置すべきだと思っておりますが、いかがですか。

○平良勉教育指導統括監 おっしゃるとおりだと思います。

○中川京貴委員 ぜひ、また起こり得ることだと思っておりますので、こういった事故が発生しない前に看板を一要するに、事故は集中しているところで発生しておりますので、もちろん侵入する車が悪いのですが事故が起きたときにこういう看板設置がなかったと言われないように自治体と協議をしていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○平良勉教育指導統括監 そのようにさせていただきます。

○中川京貴委員 36ページ、陳情平成25年第58号。嘉手納基地所属F15イーグル戦闘機の墜落事故に関する陳情の記の3番目、ホテル・ホテル訓練区域及びアルファ訓練区域の全面解除の部分について。マグロはえ縄について県の処理概要が出ておりますが、たしかソデイカなども漁業補償の対象に何年か前からなったと思っておりますが、この訓練区域の近くはこのように限定をされては漁に出られませんよね。確認ですけれども、ソデイカは漁業補償の対象となっておりますよね。

○増村光広農漁村基盤統括監 ソデイカ漁業については従来なかったのですが、数年前から見舞金としての支払いはされているようです。

○中川京貴委員 今、そういった漁業者が規制されて漁業に支障を来している場合の見舞金という表現で、魚は全て見舞金対象になるのですか。

○増村光広農漁村基盤統括監 魚1匹1匹に対しての補償ではなく、制限された漁法に対しての見舞金ということです。魚1匹1匹に対して補償することではないです。イカ云々ではなくて、営業補償みたいなイメージでいかと思います。

○中川京貴委員 では、1匹1匹に対する見舞金でなければ、算定基準はどこにあるのですか。

○新里勝也水産課長 ソデイカ漁業に対する補償といいますか、それについては先ほど申し上げましたように数年前から見舞金という形で補填されております。そのやり方というのはソデイカ漁業を行ってソデイカをとるわけですが、この訓練区域で操業できなかったことによって収入が減った分に対して見舞金として補填されるという制度になっております。

○中川京貴委員 水揚げ高ではなくて収入が減った分が基準になるのですか。

○新里勝也水産課長 当然水揚げ高があって、それが訓練区域に行けなかった分の影響として算定されて、その減った分に対する補填ということになります。

○中川京貴委員 御承知のとおり、ソデイカ漁業に見舞金が出るようになったのも地元の漁業に対する要請行動で、途中からおかしいだろうと。これは県が政府に対して要請し、それが実現しました。ソデイカの話は今してありますが、ソデイカ以外に漁業見舞金がありますよね。その算定基準は何ですか。これは漁業組合の競りでの水揚げ高に対してではないのですか。

○新里勝也水産課長 この収入という言葉ですが、基本的に算定としましては1番に水揚げをして魚を売った代金、これが収入です。それから魚家の水揚げに必要な漁労経費を引いた差額が所得となります。その所得に対してある算定

式を用いて算出されたものが補填額となると聞いております。

○中川京貴委員 今大事なポイントですので、水揚げ高を1000万円していた人が燃料高騰等いろいろあって500万円に下がりました。現在水揚げ高が500万円しかないのですが、以前は1000万円やっていたということで差額の500万円は見舞金で見れますかということです。水揚げ高であれば、出荷した500万円に対する算定基準で見舞金は出されているとっております。しかし、過去に1000万円売っていた人たちはこの500万円まで見舞金で見ますかということです。

○新里勝也水産課長 減ったものが訓練区域に行けなかったことによる影響だときちんと確認されれば、その差額分が算定基準の根拠となると思います。ただし、先ほど申し上げましたように、あくまでもこれは収入から経費を引いた分、所得の部分—実収入の部分にある指数が掛けられて算定されるものですので、今の場合500万円そのものが見舞金として支出されるということにはならないと思います。

○中川京貴委員 最後にお聞きしますが、漁業者が水揚げをして競りに出したものに対する見舞金について、基準等の枠組みはありますか。これまではソデイカは入らなかったのですよね。そういった意味では魚をとる全ての漁業者に見舞金を支払うべきだと思っっているのですが、見舞金に該当しない魚もいますか。

○新里勝也水産課長 魚種で線引きをするのは難しいのですが、例えば訓練区域が沖合であればタコなどはもちろん入ってきませんが、沿岸域に訓練区域が設定されている地域においてタコなどに対して収入減となった分については当然補償のカウントとしてはされるものと理解しております。

○中川京貴委員 知事公室長、今こういう質疑をしておりますが、ぜひ調べていただきたい。対象となるものとならないものがあります。このことについて漁業従事者や組合関係の方々からの意見を聞いて全て対象となるように県から案を上げて政府に要請をしていただきたいと思っております。

○又吉進知事公室長 そもそも、ホテル・ホテル訓練区域の水域解除の問題は沖縄県漁業協同組合連合会の皆様から強い要望を受けてその思いが県を動かし

たという経緯がございます。したがいまして、今後も漁業従事者の皆様の話を丁寧に関きまして、きちんと政府に対して要望すべきことはしてまいりたいと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 二、三点お聞きしますが、52ページ、陳情平成25年第80号。56ページ、陳情平成25年第110号。86ページ、陳情第48号等々に関連してお聞きします。きのう、キャンプハンセン—宜野座村の松田地域ですね。新聞記事も余り大きくはないのですが、私はテレビを見ていて非常に驚いたのですが、CH53がジープをつり下げて松田区の上空を飛来していました。このような演習が行われたということを経きのうテレビで見ているとぞっとしたといいますか、まるでこれは戦場ではないかという感じを受けました。きのうの演習があったことについてはどういう認識をされていますか。

○又吉進知事公室長 報道等でその実情、ヘリコプターがハンビーですか、車両をつり下げたということで報道がございましたので、関係町村に関き取りを行って事実関係の確認に努めております。施設外の上空の飛行だったという情報も金武町から上がっておりまして、これはかつて兵士のつり下げなどの訓練がなされたときに、万が一でもそれが落下等で住民に被害を及ぼす可能性を考慮していただきたいということで強く申し入れをしたところでごいまして、きちんと聞き取り等で事実関係を確認した上で対応していきたいと思っております。

○玉城義和委員 新聞の写真を見る限りにおいては、手前の屋根は宜野座村地域福祉センターの屋根でありまして、この写真及びきのうのテレビ等で見るとにおいては、明らかに松田部落の上空を飛行しているのではないかと思います。事実関係をどれだけ認識しているのかはわかりませんが、このような訓練が日常的にやられていると地域住民は言っております。これについては大変ゆゆしき事態だと思います。県民の住んでいるところで訓練をしていると、これはまさに戦場ではないですか。県はやはりこのことについては厳しく申し入れすべきだと思いますが、どうお考えですか。

○又吉進知事公室長 ヘリコプターがつり下げる物体といいますか、そういう

ものは県が収集している情報によりますと、昨日はハンビーという車両だったということですが、兵士のつり下げ、ブロックのつり下げ、それから消火用バケツといったことがあるようです。市町村の担当者に聞きますと、消火用バケツの場合は基本的に住民地域を避けて通っているという認識もあるようでございますが、今回の場合は施設外の上空を飛行していたという情報もございまして、しっかりそういった情報を確認いたしまして、とにかく万が一にもそれが起こり得ないように強く申し入れていきたいと思っております。

**○玉城義和委員** テレビの画面を見て、そして松田区の関係者にも聞いたのですが、住民は明らかに施設外という認識です。そうしますと、このような演習というものは、日米地位協定からいえばどういうことになるのですか。

**○又吉進知事公室長** この状態をどう捉えるか、つまり訓練そのものであるのか、あるいは移動という定義なのかというところで見解は分かれると思っております。私どもは政府の立場に立つわけではありませんけれども、日米地位協定ということになりますと一仮に移動ということであれば、これは日米地位協定の中で抑制されていないという解釈も成り立つかと思っております。

**○玉城義和委員** 県がこういう見解では話になりません。わざわざどうして軍用車両をつり下げて基地間を移動しなければいけないのですか。

**○又吉進知事公室長** 県がそういう見解ですと申し上げたわけではありませんで、御質疑が日米地位協定ではどうであろうかということでしたので、日米地位協定ではその解釈もあろうかなということを申し上げたわけでございます。

**○玉城義和委員** 日米地位協定であっても、基地間の移動を武装をして、着剣をして行進するのはだめだということになっていますよね。これは基地間移動ではないと、訓練だという解釈ですよね、現在は。かつては武装した兵士が普通の国道などを移動することは基地間移動だと言われていましたが、ところが最近はそうではないということになっているのではないのですか。

**○又吉進知事公室長** 日米地位協定そのものには書いていないわけですが、運用と申しますか、武装をしての基地間の移動、これはかつてそういう隊列を組んで兵士が行進していたという事態を抑制するという日米の合意がなされていると聞いております。

○玉城義和委員　そうしますと、車両をつり下げて基地間移動ということにしても、これは現在の日米地位協定の中では認められていないということです。したがって、これは明らかに日米地位協定違反なのです。こういった演習を基地外でやる、普通の民間で行うということは。県はそういう認識はありますか。

○又吉進知事公室長　今聞き取り等を行っているところですので、日米地位協定に抵触するような状態、あるいは日米の合意に抵触するような状態が仮にあるということでありましたら大変な問題だと考えますが、今事実を確認するといった状況であります。

○玉城義和委員　事実確認を行って日米地位協定違反だということが判明した場合にはどういう処置をとるのですか。

○又吉進知事公室長　仮定の御質疑にはお答えしづらいのですが、現実には今は日米地位協定違反という状況があるのかなのかということもございます。ただ、法令、あるいは決まり事に反した行為を米軍がやっていたということが一般論としてあれば、これは当然強く申し入れることになるかと思えます。

○玉城義和委員　松田区の区長も含めて現場の方々は明らかに民家の上空だと言っておりますので、あすにでも早速区長や現場の方々にお会いして確認をしてください。こういうことを許していたら、これはゆゆしき問題です。沖縄は戦場ではありませんので、これは全く許されないことです。

○又吉進知事公室長　まず、宜野座村のお話を十分お聞きして、さらに委員がおっしゃった現地の方々の声もしっかり収集してまいりたいと思っております。

○玉城義和委員　ぜひこれは嚴重にやっていただきたいと強く要望します。

それから、7ページ、陳情平成24年第136号。これは名護市北部の沖縄県防衛協会北部支部からの陳情ですが、改めてお聞きをしますが、この処理概要で政府が進める辺野古移設と県が求めている5年以内の運用停止が現実的で具体的な解決策と考えているということですね。これは確かに知事の公約は日米共同声明、共同発表、合意を見直し県外移設ということで戦いました。そして、普天間飛行場の危険性の除去が原点だとおっしゃいますが、普天間飛行場の危

険性の除去をするために日米合意を見直して県外へという流れですよ。そこはお認めになりますか。

○又吉進知事公室長 かつてそのように答弁をさせていただいたと承知しております。

○玉城義和委員 そこでずっと知事は県議会を含めて、地元の自治体の首長も反対をしている、県民世論もかくかくであると言って現実的に非常に難しいと。したがって、不可能、県外が早いと、このように言ってきたはずですよ。いつから現実的という言葉に変わられたのですか。ここをはっきりさせてください。

○又吉進知事公室長 どころが変わったのかという御質問を記者や一般の方々から受けることはございます。これは視点が違うかもしれませんが、知事が本会議で再三申し上げておりますように、普天間飛行場の危険性の除去が課題であるというところは変わっておりません。そのためにあらゆる方策を迫するというところでございます。知事の言葉をかりますと、県外移設を強く求めると申し上げつつも、辺野古移設を反対したことはない。これが客観的に認めになるところだと思います。これで変わったのは、現行計画が普天間飛行場の危険性を抜本的に除去する現実的かつ具体的な方策であると考えておりますと言っているわけです。これは何かが変わったというよりも原点の普天間飛行場の危険性の除去というところを振り返ってみれば、これは一つ考えられる帰結であると、方向性であると考えておまして、その中であらゆる方策の一つであった県外移設というものは方法の一つとしてまだ生きていますと知事は申し上げておりますが、現実に普天間飛行場の危険性を除去するという観点からしますと、今は動いていないという現実だと思います。

○玉城義和委員 先ほど前提として申し上げているように、要するに普天間飛行場の危険性を除去する、これは目的です。手段として日米合意を見直して、それを見直すということは辺野古移設ということなのです。それを見直すということなのです。見直して県外ということをお約束されました。そして、最近まで同じことを言ってきたわけです、地元も反対していますし、不可能だと。私が聞いているのは、いつ現実的という言葉に変わったのですかということなのです。そこを明確に教えてください。

○又吉進知事公室長 公約という観点からしますと、公約は普天間飛行場の危険性の除去、これが基本でございまして、今委員がおっしゃったように方法として県外移設ということで、これが構造でございまして、したがって、公約は変えていないというのが知事の立場でございまして。

○玉城義和委員 最近まで地元が反対していて、9年もかかるし不可能だと言ってきたわけです。明らかに現実的にこれがいいと言っているわけですので、これが現実的な解決策だと言っている。いつからそういう思いになったのかということを知りたいです。何を契機にして変わったのですかと。

○又吉進知事公室長 変わったとは申し上げませんが、この9.5年云々という言葉を使った、これは現実に埋立申請が出て、あるいはその前後にこのような答弁を差し上げたのは事実でございまして。今委員御指摘の答弁を差し上げたのは、現実的に埋立申請が出て、それを法的に承認しなければならないといった時期に答弁を差し上げたのは事実でございまして、何かが変わったとは考えておりません。

○玉城義和委員 そういうことを言うと議論にならないのです。あなたもそのようにこれまでずっとくみして言ってきたのではないですか、この3年間にわたって。だから辺野古は難しいと、だから県外だと言ってきたよ。それが現実的にこれが解決策だと考えてそこに至った時期はいつかと聞いているのです。いつこういう考えになったのですかと。そこだけ聞かせてください。

○又吉進知事公室長 この議論の私どもの受けとめは、普天間飛行場の危険性の除去、この目的は全く変わっていないという趣旨で申し上げているわけでございます。ただ、その方法論を議論するに当たって、先ほど申し上げたような現行計画についていろいろ申し上げておりますけれども、そういったことを申し上げたきっかけといいますか、その契機となったのは現実の埋立申請の法にのっとった承認という時期であると、そのように答弁しているわけです。

○玉城義和委員 最初からそう言えばいいのです。要するに埋立申請の承認が現実的という言葉に変わったということですよ。

○又吉進知事公室長 変わったとは申し上げておりません。そういう答弁をさせていただいたということでございます。

○玉城義和委員 現実的に日米合意を見直して県外が早いという言葉と、現実的で具体的な方策であるという言葉は同じ意味ですか。あなたは日本語をそのように解釈しているのですか。わかるように説明してください。

○又吉進知事公室長 大変恐縮ですが議論を集約しますと、普天間飛行場の危険性の除去のためにあらゆることをすると。そして、その方法論が幾つかあってあらゆることをするという中で県といたしましては県外移設というものは方法論の一つだというふうに追及してきたことは確かでございます。しかしながら、現実的に今現行計画は普天間飛行場の危険性を抜本的に除去する現実的かつ具体的な方策であるということもまた現実的に事実であると考えているわけでございます。

○玉城義和委員 方策の一つではありません。ワン・オブ・ゼムではないのです。全てなのです。日米合意を見直して県外移設をやると公約で言っていたのですから、それに近いことをずっと3年間言い続けてきたわけです。そして、あなたが言わないのでしたら、要するに昨年12月27日に埋め立てを承認したところから変わってきたのです。自分が承認しているわけですから、それが非現実的だと言えるはずはないのです。だから、現実的な方策と変わってきているのです。違いますか。

○又吉進知事公室長 県外移設というものに対する評価ということであれば、それは県も県として追及をしたと、これは言えると思います。しかしながら、現実問題として普天間飛行場の喫緊の課題であります危険性の除去といったものを進めるためには一定の判断がなされたということだと考えております。

○玉城義和委員 はっきりと物を言わないのでこちらで言いますが、要するにあなたたちが一番怖がっているのは、つまり、去年の12月27日に埋立申請を承認したということが結局はこの基地建設に向かったの出発点となったということに恐れているのです。ですから、いつ変わったかということについて明確に言えないのです。つまり、沖縄県知事が申請承認をして、それがスタートとなって辺野古が動き出したと。そういうことを言われたくがないためにいつ変わったかということには言えないわけです。しかしながら、動き出しているわけですから現実的と言わなければ辻つまが合わなくなっているわけですよ。頭のいいあなたがそれくらいわかりませんか。いつもは非常にクリアな人

がいつからそんなに日本語が怪しくなったのですか。

○又吉進知事公室長 大変恐縮なのですが、常に県といたしましては普天間の危険性除去といったものを現実に進めなければならない。それがあつ種の停滞を持ってはいけぬ。知事は先送りという言葉を使つていますが、そういう状況を避けるために今現在5年以内の運用停止を求めるといふ動きがあるわけでございます。したがつまして、常に県といたしましては普天間飛行場の危険性の除去、これを基礎としていろいろ申し上げているわけでございます。

○玉城義和委員 恐らく先ほど申し上げたやうなことで知事は現実的と言わざるを得ないと。自分で承認をして出発点をつくつた、そして官房長官もあれはあれでよかつたと言つていました。あれが沖縄県知事の最大の焦点だつたといふことを言つているわけです。そういう意味では、まさに沖縄県知事が初めて沖縄県内に基地をつくるゴーサインを出してしまつた、こつういふ結果になつていふのです。それをかてて加えて現実的かつ具体的な方策だといふ言葉まで加えるといふことは、はつきり申し上げておきますが、まさにこれは県民にとつては屈辱的だつです。5年以内の閉鎖といふことを何度も申し上げるので言いますが、5年以内に仮に一私はいつも持論で申し上げておりますが、閉鎖ができれば、閉鎖をして9年半、10年かかると。あと5年間は空白となりますよ、普天間飛行場は。これはこつういふお考えですか。これでいいのですか。要するに、これまでの兵たんや輸送、陸上、司令部などが一体でなければならぬといふ理屈はこつうなりましたか。

○又吉進知事公室長 まず、宜野湾市長と一緒になつて普天間飛行場負担軽減推進会議一推進会議において政府と対抗しているわけでございますけれども、市民の要望といふものは航空機の運用、騒音、そして危険性の除去といふことでございふます。したがつまして、県からは飛行機の運用を低減、そして飛行停止、運用停止まで持つていつてくれといふことを強く申し上げているわけでございます。したがつまして、その後の米軍の運用や普天間飛行場、あるいは総合的な海兵隊の兵力との関連といふものは私どもが個々に示唆する立場にございふません。しかしながら、その状態を実現してくれといふものが我々沖縄県並びに宜野湾市の要望でございふます。

○玉城義和委員 要望として言えるといふことは可能だといふことですよ。不可能なことは言えませぬよ。要するに、輸送部隊を切り離しても後の司令

部や兵たん、陸上は機能するということがないとそういうことは言えませんよね。

**○又吉進知事公室長** 当方からこれが可能か不可能かということはついては一定程度はもちろん考慮いたしますが、しかしあえてそれは相当高いハードルであるということを認識しつつも日米両政府に対して5年以内の運用停止を求めるとことをやっているわけでございます。

**○玉城義和委員** 15年問題にしましても、3年以内の閉鎖にしましても、みんな絵そらごとに終わったわけです。それを政府はその場限りで言うのです。アメリカとも実質打ち合わせされていないわけですよね、事実的に現場の司令官とは。そういう意味でもし仮にこれができるとすれば、これまでのアメリカがとってきた三位一体論、四位一体論というものは全部崩れるわけです。そうなりますと、日米合意で辺野古でなくてははいけないと言った最大の理由は三位一体論だったわけですから、それが崩れてくるのです。それが1つです。もう一つは、5年間で閉鎖をして、あと5年間そこが空白で済むのであれば辺野古の必要性はなくなるのです。同じ理屈ですけれども、それは違いますか。そのことを日本政府もアメリカ政府もずっと言ってきました。だからアメリカはノーだと言っているのです。理屈は、理屈です。私も5年間で閉鎖できることは結構だと思います。それが実際に軍事的な力学や日米の力関係で可能なのですかと聞いているのです。みんな本会議でもそのことを聞いているのです。別に我々が5年以内に反対しているわけではないのです。これが実現できれば非常に結構なことです。そして、できるだけあとの5年を延ばして辺野古をつくらずに済めば万々歳ですよ。そういうことにつながってくるのではないですか。要するに、そこのところの5年間の閉鎖というものはそういう意味を持っているわけです。いろいろなこれまでの経過、そして今後のことも含めてあるわけで、まさに軍事的、政治的なことも含めて、そういうところが包含されている話ですよ、これは。ですから、本会議でもみんな聞いているのです。皆さんは5年以内に反対ですかという知事の言い方、あれはあのようなことではないのです。そのことについて知事公室長はどうですか。

**○又吉進知事公室長** 県も日米安全保障条約でありますとか、抑止力についてはある程度勉強をさせていただいておりますので、今委員がおっしゃった論理というものはよくわかります。ただ、確かにそれが大変困難な、日米の運用、米軍の運用という観点からしますと、それも承知はしております。しかしながら

今、具体的に普天間飛行場の危険性の除去を行い、かつ市民の5年以内の運用停止という要望に答える動きというものは—これは大変申しわけないのですが、市民運動がそれはそれとしましても、行政としてやっているのは県と宜野湾市だけだと言えらると思います。したがいまして、このチャンスをぜひ物にしなればいけないというある種の使命感といったもので私どもは動いておりました、そこは前に向けて進んでまいりたいというものが県の考えでございます。

**○玉城義和委員** 新防衛大臣が起点を知らないというぐらいの話ですから、要するにこれぐらいの話なのです。ですから、あえて慌てふためいて官房長官が沖縄へ来て取り消すみたいなことが—私は11月に照準を充てた一つの政治ショーだと思います。これ以上やっても同じことですから次へ進みます。

96ページ、陳情第86号。設計概要変更承認申請書についてですが、先ほど新里委員の議論がありました。まず、この変更申請が出された理由を。なぜこれが1年もたたないうちに出されたのですか。

**○末吉幸満土木整備統括監** 変更の理由ということで沖縄防衛局の申請書の中に、本事業について埋立承認後においても引き続き埋め立て等の工事について、安全及び環境の保全に配慮しつつ、より効率的かつ着実に進めるための方策について検討を重ねており、今回これまでに検討した方策について事業内容に反映させるため計画変更に至ったものであるとのことが申請書に記載されております。

**○玉城義和委員** そうしますと、最初の申請は環境に十分配慮されていない、あるいは効率的ではなかったということなのですか。

**○末吉幸満土木整備統括監** 私どもはそのようには捉えておりません。より環境に効率的に着手するための方策について検討を重ねているということで理解しております。

**○玉城義和委員** 環境により配慮し、あるいは効率的なことをするために改めて変更申請を出すということが理由ですよね。そうしますと、最初に出されたものはそういう意味では環境や効率という意味においては不十分だったということをおっしゃっているのですよね。だから変更の申請を出すわけですよね。そうでなければ出す必要はないと思いますが……。

○末吉幸満土木整備統括監 私どもは先ほど沖縄防衛局から出されております変更申請書の中に書かれている理由ということで今理解しているところでございまして、その理由を見ながら内容の審査に入っているというところでございます。

○玉城義和委員 では、逆にお聞きしますが、受け手は当然その中身を審査するに当たって、なぜこれが出されたのかということがわからないとできませんよね。そこについて受け手としてはどう思いますか。

○末吉幸満土木整備統括監 私どもは先ほどから述べさせていただいておりますように、沖縄防衛局からの申請書に記載された変更の理由ということで受けとめているところでございます。

○玉城義和委員 そうしますと、環境についての十分な考慮がされていない、あるいは効率性において十分なことがなされていないということを県としては受けとめて審査に臨むということでもいいですか。

○末吉幸満土木整備統括監 私どもはまだそういうところまで判断しておりません。今委員がおっしゃるようなことで考えているわけではございません。まず理由について先ほどから言っておりますように土砂運搬ルートの変更とありますが、その申請が当初の申請と異なっているということも当然読み込んでおりますので、その内容が正当な理由であるかということは今審査しているところでございます。

○玉城義和委員 少し角度を変えますが、埋め立てが承認されて1年もたたないわけですね。要するに、1年もたたないうちになぜ変更申請が出たのか。その点についてはどのように受けとめておりますか。

○末吉幸満土木整備統括監 これは9月議会の代表質問で答えた内容と同じなのですが、平成26年9月3日付で提出されました設計概要変更承認申請書には埋め立て等の工事について安全及び環境の保全に配慮しつつ、より効率的かつ着実に進めるための方策について埋立承認後も検討を継続した結果、計画変更に至ったということで記載されております。なお、このような変更とういものは那覇空港等でもやっているという状況でございます。

○玉城義和委員 これは4項目ありますよね。この4項目について、変更申請をする前はどうかだったのか。簡単に説明してください。

○松田了海岸防災課副参事 まず1点目、工事用仮設道路の追加ですけれども、変更申請前は辺野古漁港付近に3本の仮設道路A、B、Cがございましたが、それ以外に今回キャンプ・シュワブの陸上部に沿いまして新しく3本の仮設道路を追加するという事になっております。2点目、中仕切り護岸の追加についてはキャンプ・シュワブの東側の海岸ですけれども、埋立地に前計画ではなかった中仕切り護岸を追加するということでございます。3点目、美謝川の切りかえルートの変更については、当初の申請では辺野古ダムから国道329号を暗渠を通りまして、大浦湾のほうへ抜けるルートでございましたが、今回美謝川の500メートルを残す形で下流から切りかえるルートに変更するという事でございます。それから4点目の埋立土砂運搬ルートの一部変更につきましては、前申請の段階では埋立土砂の搬送方法としまして、辺野古ダムを横断する形でベルトコンベヤーを設置して、そのベルトコンベヤーで対岸に運ぶという計画でしたが、それをトラックで国道329号を通過して対岸の集積場へ運ぶという計画に変更するという事になっております。

○玉城義和委員 なぜこのように変更せざるを得なかったのかということについてはどうですか。

○末吉幸満土木整備統括監 先ほど来答弁させていただいておりますが、沖縄防衛局からの変更理由といたしますのが、埋立承認後において引き続き埋め立て等の工事について安全及び環境の保全に配慮しつつ、より効率的かつ着実に進めるための方策について検討を重ねており、今回これまでに検討した方策について事業内容に反映させるため計画変更に至ったものであるということで、申請書に記載されております。

○玉城義和委員 県はそのとおりだと受けとめているのですか。

○末吉幸満土木整備統括監 私どもはそういう理由だということで理解しております。

○玉城義和委員 きれいごとで安全だとか、環境だとか、効率だとか、そういうことを言うのであれば最初からやればいいわけでありまして、別にこの期に

及んでこういう手続をする必要はないわけですよ。実際問題はそうではないのです。要するに名護市の合い議が調わないわけです。地元市長が首を縦に振らないのです。それを環境や安全、効率というきれいごとを並べて変更申請を出しているのですよね。県にはそういう認識はないのですか。

○末吉幸満土木整備統括監 私どもは申請書の変更理由ということで理解しております。

○玉城義和委員 木で鼻をくくったような言い方はだめですよ、当事者として。あなたたちは沖縄県の責任者ですよ。要するに最初の申請のときから沖縄県も政府も名護市の意見を聞こうとしない、一切無視をする。ここにこういう問題が出てきていて、噴出しています。そもそも名護市長が容認をしない、認めない、合い議に応じない、あるいは不合理だ、あるいはやり直しなさいと言っているわけですよ。それを一切無視してきれいごとを並べてやる。それについて県も何の疑問も感じていない。国のおっしゃるとおりですと。これで本当に沖縄県の行政として責任が全うできますか。

○末吉幸満土木整備統括監 私どもはあくまでも変更申請書の内容に沿って審査をしているわけでございまして、その背景というものは審査の対象となっております。

○玉城義和委員 要するに、基本的には申し上げたように地元の市長の意見を全く無視をしてかかっていく、強制的にやっていく、合い議も打ち切る。そして自分たちの都合のいいように全部申請もし直していく。こういうことでうまくいくはずがないのです。地元や地元市長を全く無視し、意見も無視する。この期に及んでも無視をする。そういうやり方でできるはずがありません。ですから、私はきちんとそこは県も地元の意見を聞いてやるべきではないかと思えます。沖縄県として名護市長の意見も聞く覚悟はありますか。

○末吉幸満土木整備統括監 今回の申請につきましては、公有水面埋立法第13条ノ2第2項におきまして、法第13条の告示・縦覧、地元の市町村長意見の聴取、及び利害関係者の意見聴取等に係る規定は準用されておられませんので、これらの手続を行うことは今は考えておりません。

○玉城義和委員 沖縄県の県民に責任を持つ役所として、あるいは各地方自治

体がどう思っているのかということ、これは法律のある、ないは別にして、当然聞いて今の現状はどうかということを確認することが県の最低限の役割だと思います。全く国の言いなりで進めていくということに対しては、県民は非常に強い反発を地元を含めて持っていますので、そのことだけを申し上げて終わります。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1 時23分 再開

○新垣清涼委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

ほかに質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 7 ページ、陳情平成24年第136号。普天間飛行場の早期移設促進に関する陳情について。宜野湾市民として県が現実的対応をとる中で5年以内の運用停止を求めていることに関してこのようなありがたいことはないと思っています。市民からも実現をしていただきたいという声もある中、5年以内の運用停止に向けて、まず岩国基地が8月末にKC130を引き受けていただきました。そしてその後もいろいろな変化があったかと思いますが、今わかる範囲でどのように進んでいるのか説明できたらお願いします。

○池田克紀地域安全政策課長 5年以内の運用停止の今現在の状況について御説明いたします。5年以内運用停止につきましては、政府と県、宜野湾市で構成しております推進会議とその下の作業部会でさまざまな議論をしております。今、具体的に形となってきておりますのが普天間飛行場におりましたKC130—空中給油機です。空中給油機15機が7月15日から8月26日までの間に岩国基地へ移駐しております。この移駐した効果につきましては、現在政府と宜野湾市で移駐前と移駐後の効果について検証をしているところです。それに加えて、宜野湾市から強く要望のございました外来機の中でも特に戦闘機でありますFA18ホーネットの外来につきましては宜野湾市からも6月以降飛来をしていないといったような市民から見た目線での効果もあらわれてきているところでもあります。それ以外の、例えばオスプレイなどについても引き続き推

進会議と作業部会等で議論をしているというところでございます。

○又吉清義委員 KC130もこのように引き受けていただいて、一步一步前進しているかと思えます。今、日本全国で沖縄県の基地負担軽減に向けて分かち合おうということで、この間宮崎県でも新富町でしたか、沖縄のために貢献して構わないと決議をされたということも聞きましたし、群馬県でもそれがされたということで実際自民党でも現地へ見に行きました。そうやってお互い力を合わせて沖縄の基地負担軽減に向けて取り組んでいこうということが日本全国で起こりつつあるのです。やはりその辺は県としてもぜひこれが5年以内にきっちりできるかできないかは誰もわからないことかと思えますが、その辺は5年以内の目標に向けて多少のずれがあっても構いませんので、ぜひ日本全国でそういったこと起こり始めていることを分かち合って、県としてもそういった情報をキャッチして大いにやっていただきたいということを宜野湾市民として皆様方をお願い申し上げたいということを一つ添えておきます。そして、県としても積極的に今後もさらに動いていただけませんかということを強く要望したいのですが、いかがでしょうか。

○又吉進知事公室長 今委員がおっしゃったように、宮崎県の新富町、ここは新田原基地を抱える町でございますが、非常に騒音にさらされていると。ただ、嘉手納基地のF15のロードマップの中で訓練移転を新田原基地で引き受けるとということで、先週沖縄に視察にお見えになっていました。これは自民党県連の皆様が紹介をしていただいたということで、そういった委員が今おっしゃったような幾つかの動きがこの1年の間に顕在化しております。前はなかなかそういうことを言い出しにくい雰囲気があったのかもしれませんが、もちろん5年以内の運用停止というものは大変高いハードルでございますけれども、いろいろな方のいろいろな組織の知恵を絞って宜野湾市民の負担を軽減するという形で県も政府、議会の皆様、各県、各自治体というところで勢力的に足を運んでお願いをしてまいりたいと思っております。

○又吉清義委員 最後にとんでもないことなのですが、確かにこのようにお互い現実的対応策で—19年間即時閉鎖、返還、撤去で全くこれが実現されない中で19年間も全く何もできなかったわけです。そして、そういった現状の中で去年12月の埋立承認により確実に1つ目安が出てきたということを私は非常に大きな成果ではないかと思うのです。例えば、仮に今の世界情勢を見た場合に御存じのとおりアジアを含めて中近東でいろいろ問題が起きておりますが、これ

が仮に落ちついた場合に、例えば完全なる移設まで9年11カ月かかる場合に、本当に基地が要らなくなればそれにこしたことはないかと思いますが、しかし、日米安全保障の中で世界情勢を考えた場合に本当にこれでいいのかと疑問もあるのです。夢物語みたいなのですが、基地がなくなって5年以内の閉鎖、返還、運用停止に向けて分散移転をして普天間飛行場を米軍も使わないよとなるということは非常にいいことではないかと思いますが。そして埋めた土地、その土地が例えば今後10年以内にこういった状況となった場合には、例えば飛行場としていた基地というものは具体的に国の土地となるのか、県として将来的に活用もできるのか、そういったことも可能なのかお考えになったことはありますか。今後基地が要らなくなった場合にこの土地は誰の土地になるのですか。

**○又吉進知事公室長** これは個別の土地の所有者という観点と、それから委員がおっしゃっているのはいわゆる政策的、概念的といいますか、県民の心情として基地跡地をどう使っていくかという視点になろうかと思いますが、基本的には沖縄21世紀ビジョンで基地のない沖縄を一つのあるべき姿としつつ、基地の整理縮小に取り組むということになっておりますので、この土地の所有形態がどうであれ、これは全て県民の沖縄の振興開発のために利用されなければならない、その意味では県民がこれをきちんと管理し、県民の意思のもとに役立てていくといった政策が必要かと思っております。

**○又吉清義委員** 39ページ、陳情平成25年第70号の考え方なのですが、よく辺野古でジュゴンが出ていますと、これは現実そうなのです。そこでお互いにジュゴンの情報が、例えば県としてどういう方針を持っているのか。環境アセスメントでジュゴンが3頭いる、そしてそこにA、Bのつがいがいる。そしてつがいの子供かどうかはわかりませんが若いジュゴンが1頭の計3頭ジュゴンがいる。その中で今後このジュゴンについてお互い調査研究をしてどうあるべきかということなのです。要するに今私たちが勉強している中ではジュゴンというものは20頭いる中で1頭しかふえませんと一オーストラリアにいるジュゴンの中では。そして、今いるつがいのジュゴン自体も寿命があと何年持つのかと言われた場合には、あと20年持ちますかと。そろそろ壮年期を過ぎようとしていますよと。そういうジュゴンである場合にはむしろ今いる3頭をそのまま回遊させていてもふえることはあり得ないと。あり得なければ自然消滅を待つということではなくて、むしろ保護してあげるのはどうかと思います。海上で捕獲して保護してあげるということもどういったことになるのかと。そのまま自然消滅を待つのか、皆さんとしてそういったお考えはどのようにあるのかという

ことですが、その点についてお願いします。

**○大浜浩志環境企画統括監** 今委員御指摘のとおり、普天間飛行場代替施設建設事業の環境アセスメントにおいても3頭のジュゴンが確認されております。また平成17年から環境省も広域調査をしておりますが、その中ではたしか5頭ぐらいという形ではあったと思いますが、そういった形で一応確認されているということは事実でございます。ジュゴンの生息については藻場というものが大事な食事をするところでございますので、そういったところも含めてもう少しわからないところもございますので、沖縄県としては今後このような調査をやっていく必要があるのではないかと考えておりますけれども、具体的なジュゴンの保護対策について今検討をしているという段階ではございませんし、今後こういった状況が見られるようであれば、検討していきたいと考えております。

**○又吉清義委員** その辺はぜひ県もオーストラリアの情報を得て、そこをしっかりと調査研究をして、私たちが得た情報では今のままでは何があろうとも自然消滅するだろうと。これは3頭ではふえないということが実際にオーストラリアでもそうみたいです。20頭で1頭しかふえないと。そして、子供自体が生まれる割合も5年に1頭でしたか。ということは私の考えが正しいか間違っているかはわかりませんが、自然消滅させるよりはそれをしっかりと保護してあげる、そして羽地内海にも藻がたくさんあるといった施設を提供することも一つの大きな策ではないかと思っておりますので、ぜひその辺は皆さんでしっかりと調査研究をして、どうあるべきかということも一つの手だてではないかと思っておりますので、ぜひお願いします。

95ページ、陳情第85号の2について。今、市民としても跡地利用推進法で返還される土地の支障除去がどのようになっているのかということは、開発がこれからスムーズにいくという意味でも非常に重要なことかと思っております。ですから、この支障除去についてあらゆる手段を講じて皆さんも取り組んでおられることは十分承知しておりますが、具体的に今どのくらいまで進んでおられるのかということと、また、まとめ次第、適宜公表していきたいということで処理概要にも載っておりますが、適宜公表していく段取りについてももう少し具体的に説明いただけないでしょうか。

**○下地正之企画部参事** 西普天間住宅地区の支障除去措置につきましては、跡地利用推進法に基づいて返還実施計画を8月13日に定めております。まず、公

表の件につきましても、沖縄防衛局のホームページで返還実施計画に関する返還実施計画書を公表しております。また、支障除去に関する方法や範囲、例えば土壌汚染調査、水質汚濁調査、不発弾調査、廃棄物調査、これらの考え方についてもあわせて公表しているということでございます。昨今、西普天間住宅地区で文化財発掘試掘調査の際にドラム缶が見つかったということにつきましても、8月22日にすぐ宜野湾市、沖縄防衛局から報告がありまして、また翌週の8月25日には地主会にも説明を行い、翌日26日には宜野湾市のホームページで公開しております。その後、沖縄防衛局のほうでドラム缶の処理につきましては、採取をし、付着物の調査を行い、必要な時期に公表をするということになっております。跡地利用推進法におきまして、引き渡しまでにしっかりと支障除去を行い、また情報提供については基本的に逐次提供をしていこうということで地元の協議会でもそういった協議がなされておりますので、今後とも引き続き対応していきたいと考えております。

○又吉清義委員 来年の3月末日には返還ということですので、ぜひ皆さんとしてもスピーディーに支障除去を一3カ年というスパンなのですが、支障除去が3カ年よりは2年、1年と短ければ短いほど逆にいいのかなと。その分、より詳しくゆとりを持ってできるのかなという考えがあることと、米軍基地にありますアスベストと民間にあるアスベスト、私は2つとも同じアスベストかと思えます。ですから、このアスベストの処理に関して民間でアスベストを処理する場合何ら問題にならないのですが、この米軍のアスベストというものはよく問題とされるようなニュアンスが一私の勘違いかもしれませんが、よくそのように受けるものですから、やはりその辺も具体的に処理方法も民間で行われている処理と全く変わらないのだということをしかりと説明していただきたいと思えます。そして、もう一つはドラム缶が出てきた場合なのですが、やはりドラム缶が出てくると何でも問題みたいな感じになるのですが、もちろん検査をやるまではわかりませんが土壌汚染に関してはどうなっているのかと、もっとスピーディーにできないのかと。土壌汚染があるにしろ、ないにしろもっとスピーディーにできる方法はないのかと思えます。皆さんから公表されるまで時間がかかり過ぎることは、いたずらに不安をおおるのではないかという気持ちがあるのですが、これはもっとスピーディーにできる方法はありませんか。例えば、もう少し予算をかけることによって、3カ月でやるものを1カ月でできると。そして、事前にボーリング調査を行っているかと思えますが、ある程度目安がつかますよと。基地に事前立入調査を行うことも去る8月15日でしたか、これができるようになったものですから、そういった予備調査

も行う中でもっとスピーディーにできるような方法をぜひお願いしたいと思います。これはやはりドラム缶が宜野湾市でも文化財発掘調査中に8缶出てきたと。そして、その土壤汚染がどうなっているのかということがいまだにまだわからない状態で、そのわからないということ自体不安をあおってしまうと思います。やはり土壤汚染があるならばこういうものがあるのだと、そしてどう対処するのかということをも明確にすることによってむしろ安心感があって、このように処理もできるのだなということが明確にわかるかと思えます。それをスピーディーになぜできないのかということが、周りから見て菌がゆいのですが、もっとスピーディーにできる方法はありませんかということをお伺いします。

**○下地正之企画部参事** 委員のおっしゃるとおりだと思います。跡地利用に関して支障除去措置を徹底することとあわせて跡地利用をいかに早く進めるかということがありますので、それにつきましても協議会の中では地主会の役員も一緒に協議をしております。我々は情報をしっかりと提供する。また提供する際には、地主会、協議会の方々ともよく協議を行ってしっかり対応しようということは合意されておりますが、例えば調査を実施するための契約期間であったり、こういった事務的な手続に時間を費やしているということも課題があると思いますので、このような課題につきましても地元の協議会、またそれをもとに設置されました作業部会で協議をしながら、迅速に公表し、また不安を払拭できるような手法を協議していきたいと思えます。

**○又吉清義委員長** ぜひ今後これから西普天間住宅地区が順調に進んだ場合、次は私たち市民一同普天間飛行場が返還されると信じております。広大な480ヘクタールの土地が返還された場合に、やはりこういったスピーディーにできることによって一日も早い跡地利用が実現され、経済そしてまちづくりに大きな付与ができると思えますので、ぜひ再度検討を行って敏速にできるようにお願いを申し上げます。

**○新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。  
仲宗根悟委員。

**○仲宗根悟委員** 12ページ、陳情平成24年第171号の2。琉球諸島の世界自然遺産登録についてですが、処理概要にも記されておりますが、今はどういう状況で推移をしているのか、またとまっているのか、どういった状況でしょうか。

○大浜浩志環境企画統括監 世界自然遺産への登録でございますが、平成25年1月31日に環境省から奄美・琉球諸島ということで政府への推薦と前提となる暫定リストへの掲載を決定しており、それを国際連合教育科学文化機関—ユネスコへ送付しております。そして、ユネスコから世界自然遺産登録の範囲が奄美から琉球列島ということで非常に幅が広いので、ある程度地域を絞りなさいということで宿題が出ました。そして、平成25年度から奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会というものを立ち上げまして、鹿児島県、沖縄県、環境省、林野庁、そして専門家も入って検討を進めてきた結果、奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表島を選定しまして、それを公表し、再度ユネスコへ提出しております。現在、ユネスコでは暫定リストへの登録に向けて検討しているという状況でございます。

○仲宗根悟委員 陳情者はヤンバル地域の中で保護担保措置がとられていないことを理由に指定準備が進んでいない状態であるという言い方をされていますが、その進まない理由と申しますか、陳情者が訴えていることについてはどこに原因があるのでしょうか。

○大浜浩志環境企画統括監 今、保護担保措置をとるために自然公園の地域を指定するというので、3村の方々といろいろと調整をしているという状況です。その了解がいただければ自然公園として指定をしまして、登録という形になっていきますが、今は指定の担保措置をとるまでに少し時間がかかっているということです。来年の9月までにはひとつめどをつけて取り組んでいくということで、今のところそのようなスケジュールでもって取り組んでいるところでございます。

○仲宗根悟委員 3村で話し合われているという担保措置なのですが、具体的にはどういった内容となっているのでしょうか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 今、環境企画統括監からも話がありましたとおり、世界自然遺産の登録に向けては法的担保措置が必要になるということでございます。それを受ける形で担保措置がとれた段階で世界遺産センターへの推薦書の提出ということになっております。今のスケジュールで申しますと、ちょうど来年の9月ごろをめどに国立公園化の担保措置が整って、その翌年の2月に向けて暫定の推薦書が提出されるというようなスケジュールとなっ

ております。今、担保措置につきましては、環境省から一つのゾーニングの案が出ておりました、そのゾーニングについて3村で内容について調整をしているということでございます。

○仲宗根悟委員 その内容なのですが、国立公園化に向けて了解を得ながら3村に対して理解を得ているということですが、国立公園ということになりますといろいろな開発行為の制限などがあると思います。その辺について3村に国立公園化としてくりますといろいろな制限がかかりますよということで、そのことについても了解を得ているという内容でいいのですか。

○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長 先ほども申しましたように、国立公園につきましては、一部特別地域など規制がかかりますので、具体的にどの場所を規制するのかについて一つの案が示されております。その案も含めまして、環境省初め村も含めて地元説明会を開催しているという状況でございます。例えば、国立公園の中の特別地域はどういう規制でありますとか、1種から3種までについてはこのような規制でありますなど、そのような話を説明しながら地域住民の理解を求めているという状況でございます。そして、9月をめどに一定の合意形成を得て国立公園化を進めたいということで、今作業を進めているところでございます。

○仲宗根悟委員 国立公園化に向けて、あるいは自然遺産登録に向けて北部訓練場の過半の返還との関係ですが、この辺についてはいかがでしょうか。

○大浜浩志環境企画統括監 北部訓練場のところですが、米軍施設区域内につきましては基本的に国立公園などの指定ができないという形でございますので、今そこを除いた形での調整を進めているという状況でございます。

○仲宗根悟委員 県はヘリパッドを移設しながら、北部訓練場の過半を返還してもらおうということなのですが、その返還後に国立公園に編入をする、あるいは受けて作業を進めているというようなことなのですか。

○大浜浩志環境企画統括監 基本的に一般論では、もし返還されるということであれば、そこを追加的に指定していくということは可能でございます。

○仲宗根悟委員 そこで処理概要の下段にあります、マングースの防除等外

来種対策や希少種回復調査については今はどういう状況になっているのでしょうか。

**○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長** マングースにつきましては、国頭村、大宜味村、東村の3村を対象に駆除事業を展開しております。国頭村につきましては、環境省が担当して駆除を実施しており、大宜味村、東村につきましては、県で担当をして事業を実施しているという状況でございます。ここ数年のマングースの防除状況を見ますと、この5年間でかなり捕獲される量が減ってきており、例えば昨年ですと、国頭村は1桁台、数匹しか駆除されないということで、かなりの量が駆除されていると考えております。また、大宜味村、東村の県の担当分につきましても、150、160匹ということで、国頭村に比べるとまだ多い状況ではございますが、五、六年前に比べますと半分以下になっているということで、一定程度の成果があらわれているかと考えております。

**○仲宗根悟委員** 希少種の回復調査についてはいかがでしょうか。

**○謝名堂聡自然保護・緑化推進課長** 今回、マングースの駆除事業の中であわせて希少種の回復調査も実施しております。今回の調査の中でもヤンバルクイナの数やノグチゲラも含めた希少動物の発見といいますか、目撃される箇所がかなりふえております。その希少種が保護されているという状況が数値としてもあらわれているところでございます。

**○仲宗根悟委員** そのことに関連しまして、高江のヤンバル地域のヘリパッドが移設される地域にも希少種が相当の数いるという内容で出ているわけですよ。一方で、北部訓練場の過半の返還で移設をしていくということですが、そこも希少種を失いかねないような工事が繰り返られるということで、住民の皆さんは座り込みをしながら反対の抗議、監視活動をしているということです。しかし、処理概要の中には6カ所のヘリ基地への移設についてこれまでも地元と連携し、自然環境への配慮を求めているところでもありますというふうなうたい方をしながらも、オスプレイについては配備分散を実施することを願っているというところではあるのですが、非常に矛盾しているのかなという気がしてなりません。よそに訓練を移す、分散配備を求めらるるのであればそこにヘリパッドは要らないというようなことになりませんか。これからヘリコプターは全部オスプレイに置きかえるのだということであるわけですから。そこにオスプレイの訓練は配置分散を求めているのだということであるのですが、そこにヘリ

パッドを置かないといけない、過半の返還のためには置かないといけない、片やオスプレイは分散移転を求めているのだということ非常に矛盾をしているのではないかという気がしてならないのですが、その辺についての認識はいかがなのでしょうか。

**○又吉進知事公室長** 北部訓練場の返還につきまして、県は従前から北部訓練場の過半の返還が沖縄の基地の整理縮小に資するという考え方を変えておりません。したがって、その代替措置でありますヘリパッドにつきましては、住民生活と自然に十分配慮をし、また地元の声を聞きつつ進めるべきであるということを進めております。現実にはそこで訓練が行われると今後なってきた場合に、これまでの県の方針ですとか、あるいは住民への負担を減らすといった観点で進めていただきたい。これを引き続き県としては申し上げていくということになります。

**○仲宗根悟委員** 住民の生活に配慮をしながらということではありますが、ヘリパッドの建設先を見ますと高江区から相当近い距離に位置していると。しかも、中には先ほど申し上げましたように希少種が随分生息している地域があり、ここをあえて崩してヘリパッドを建設していこうということですので、処理概要で示された皆さんの考え方と相当の乖離があるのではないかという気がしてなりません。この辺は住民への配慮といいますか、即刻自然遺産との兼ね合いもありますので、ぜひオスプレイはよそへ行ってくださいと、そこにはヘリパッドは要りませんというぐらいの姿勢を貫いていただきたいと思います。

あと1件ですが、89ページ、陳情第65号、古堅小学校への乗り入れについて。記の2番目に損害を与えた家主に対して謝罪し、補償することとなっておりますが、どういった内容なのか、その現場はどのような状況なのか説明をお願いしますか。

**○運天修基地対策課長** 隣の民家の塀に傷をつけたということですが、損害賠償のやり方については沖縄防衛局で賠償請求の説明等を行うなどして手続を進めていると聞いております。

**○仲宗根悟委員** この古堅小学校の敷地内に入る入り口といいますか、校門がありますが、その校門ではなくて別の入り口から入ったということですが、あそこの路地は相当狭い路地なのです。車両はどのくらいの車両が入ったのでしょうか。

○運天修基地対策課長 具体的な車両の種類は把握しておりませんが、大型車両と聞いております。

○仲宗根悟委員 確かに道幅も狭い路地で、小学校のすぐ横にフェンスがあるというぐらいトリイ通信施設に隣接をしている場所ではあるのですが、先ほどの答弁を聞きますと、根本的には米兵が沖縄に赴任したばかりで地理的に理解ができないと。そして、教育委員会なりで校門に英語表記で「こちらは学校施設なので入らないでください」というような内容が書いてあるということではあるのですが、明らかに読谷高校を見てわかるかと思いますが、県道6号線から校門に面しておりまして、そこに通り抜けできるような空間、場所ではないのです。明らかに何らかの意図的なものがあって入ったのではないかと疑わざるを得ないような行動です。また、嘉手納小学校は行きどまりなのでわからなかったということで、百歩譲っても、トリイ通信施設の施設に入るゲートというものは所属をしている皆さんでしたら把握はできていると思います。今回事故を起こした米兵がトリイ通信施設所属なのかは認識をしておりませんが、それにしても非常に狭い路地の中から大型車両が入ってきて、そしてUターンをしながら民家の塀へ傷をつけるというようなことが発生しているのが現状です。この辺からしますと、本当に米兵そのものの感覚といいますか、沖縄に来る前に、あるいは来てからも教育をすべきだと思いますが、その辺についていかがですか。

○運天修基地対策課長 今回の事件につきましては、車両がトリイ通信施設に入る入り口を誤りまして、一つ手前の信号を誤って左折したということによって発生したという報告を受けております。それは海兵隊所属の車両でございますが、県としましても再発防止に向けた教育を徹底するように求めていますし、今後も働きかけていきたいと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 7ページ、陳情平成24年第136号。これは一般質問でも普天間飛行場の軍人・軍属の数ですとか、部隊の構成も聞きました。今、KC130が岩国基地に移駐しましたということですが、移駐した兵の数や家族などはどうなっていますか。

○池田克紀地域安全政策課長 KC130の普天間飛行場から岩国基地への移駐に伴って、いろいろな報道の中で出てくるのは800名を超える兵士の方々が一緒に岩国基地へ移ったという報道がなされております。

○吉田勝廣委員 これは報道ですか、県は掌握していないのですか。

○池田克紀地域安全政策課長 県が掌握をしていることではなくて、報道等から聞いていることでございます。

○吉田勝廣委員 これは1997年ごろから移転問題が出たときに、KC130は岩国基地へ移駐することが大体決められていたわけです。そこで宿舎の建設や800名移動するということは兵員だけなのか、家族も一緒なのかなど。部隊が移動しますと、兵員も家族も移駐するのが常識的に普通だと考えますが、その辺も掌握していないのですか。

○池田克紀地域安全政策課長 この辺は沖縄防衛局と米軍等に確認しての具体的な人数というものが一正確に言いますと、870名という数が政府側からも公表されている数字ではございます。ただ、870名の内訳というものは公表されておられません。

○吉田勝廣委員 その内訳もぜひ公表していただきたいと思います。この5年以内の運用停止ですが、例えば、そこに軍属合わせて3200名の人々がいて、内訳も調べたらすぐわかるかと思いますが、その5年間で兵隊、家族、弾薬、演習場の確保のめどがあるのでしょうか。

○又吉進知事公室長 推進会議で私どもが問うているのは、何度も本会議で答弁していますけれども、やはり最も負担となっている飛行機の運用、航空機の運用を運用停止まで持って行ってくださいと申しております。ただ、そのやり方につきましては、いろいろな議論をしておりますけれども、例えば訓練移転でありますとか、あるいは移駐そのものといったやり方があって、今委員が御質疑の具体的に運用をどう動かしていくのか、そこで所要の資材等をどう動かすのかということころまでは私どもには提示されていないということでございます。

○吉田勝廣委員 例えば、県道104号線越えの実弾演習は、部隊は金武町に所属して、演習は移動してやっています。また演習場では155ミリ弾を撃っていると。こういう状況になるのですか、想定的には。

○又吉進知事公室長 そのまま陸上の火砲と航空機というものを比較することはいろいろと違いもあるかと思いますが、しかし、あれは当時の金武町の皆様の大変な努力の結果、県と金武町が協力をしてなし遂げたわけでございまして、考え方としてはあのような形で米国の運用を変えさせるという観点では同じだと思います。ただ、その手法ですとか、現実はどういう内容で動いていくかということにつきましては、またこれからいろいろ議論があろうかと思います。

○吉田勝廣委員 5年で運用停止というので、先ほど言いました870名が部隊を移動して、KC130も移動したと。オスプレイが24機いるとしますと、兵隊はオスプレイを運用する部隊だけではないのです。そうしますと、兵隊は5年間はどこかへ住んで、そして場所はわかりませんがオスプレイ24機がまたどこかへ飛んでいくわけですよ。そうしますと、これはまたオスプレイではなくて、例えばスティンガーや皆さんの言っていることから捉えますと、第18海兵航空管制群、第36海兵航空群、それから第17海兵航空支援群なのです。群というものはたくさん部隊が所属しているのです。そうしますと、仮に閉鎖状態ですと、その部隊も移動していきます。これはどこへ行くのですか。5年間の運用停止について、知事公室長は非常に困難なことだとおっしゃっていましたが、私もそれこそ非常に困難なことだと思います。そして、もう一つ言わせてもらえれば、訓練場はありますか。今現在、ヘリコプターの訓練場は沖縄に幾つあるのですか。

○又吉進知事公室長 北部訓練場を中心に約70カ所と聞いております。

○吉田勝廣委員 中部訓練場を中心にと言ったほうがいいと思いますよ、北部は少ないので。70カ所訓練場があるとしますと、オスプレイ24機が普天間飛行場から出て行くとしたらどこで演習をするのですか。こういうことは部隊の運用上大変ですよ。例えば、いわゆるMK198型が大砲を撃つ場所はたくさんありますが、オスプレイ24機がどこへ飛んで、どこで演習するのか、演習場の確保はどうするのかと。そういうところから考えますと、これは大変なことではないかと。非常に困難ではないのかなと思いますが、どうなのでしょう。2月から始まって、あと4年と少しですよ。

○又吉進知事公室長 今委員がおっしゃったのは大変運用をよく御存じの上でこのような疑問が出てくるものだと考えます。まさにおっしゃるとおりだと思います。ただ、困難といいますか、大変ハードルの高い、そういう意味でも米軍の運用をさまざまな面から見直さなければならないと私どもも考えております。ただ、非常に単純化しますと、やはり市民が求めているのはそこで爆音が聞こえないとか、飛行機が見えないという状況でございまして、これを実現するために逆算して何をすべきかということの日米両政府で考えていただきたいということ私どもは申し上げているわけでございます。したがって、今委員の御質疑にこれはこうあるべきだとか、このようにする方向ということの答えは持ち合わせてはおりませんが、やはり飛行機が見えない状態、そういったものに向かって日米両政府にいろいろ申し上げていきたいということでございます。

○吉田勝廣委員 ナポレオンではないですが、不可能を可能にするという感じがしないでもないです。それともう一つ、要するに普天間の上空は飛ばないけれども、中部訓練場や北部訓練場は飛ぶことになるのでしょうか。

○又吉進知事公室長 具体的に運用停止の状態というものは、もちろん普天間飛行場、宜野湾市民といったものを中心に考えているわけでございます。今の委員の御質疑ににわかにこう答える回答を持ち合わせておりませんが、やはり普天間飛行場の危険性除去といったものを中心に据えてその他運用についても考えていただきたいということでございます。

○吉田勝廣委員 問題なのは、KC130—これは一般質問で私も誤解している部分はありましたけれども、KC130というものは空中給油機ですので、空中給油機と一緒に飛んで演習場はどこへでも行けるわけですね、基本的には。そうしますと、この普天間の上空は飛ばないけれども、演習場が本土では確保できないので、今度は中部と北部訓練場でやりますということも可能なのかということもあります。やはり軍事演習というものはあらゆる想定のもとでやるわけですので、そのあらゆる想定に基づいてこの場合はどう、この場合はどうということやっておかないと問題が起きるのではないかと思います。ですから、私は基本的には5年以内の運用停止というものは不可能ではないかと思っております。皆さんは、新聞等を見ていると、基地問題の解決は新たなステージへと書いてあるものですから、この基地問題の新たなステージとは何なの

かと。そして、この中にまた運用停止、危険性が除去されますと書いてあるものですから、果たしてそれが本当に可能なのかということを読んだ人から聞かれるのです。県は、ハードルは高いけれども日米で協議をして、それを可能したいということですよ。実際、いろいろな分析をしていると、どこの部隊はどこへ行って、どこの演習場で、どこで訓練をするのだという形をある程度は明示—今は明示できないかもしれませんが、ただ、抽象的で議論されますと、一番最初の稲嶺恵一元知事のとときに私たちもかかわっていたので、15年で返還が可能ですという議論もまことしやかにやられていたわけです。ですから、この5年以内の運用停止において、私の頭の中ではいろいろな部隊がどこへ移動するのかと、これは県外、あるいは国外なのかと思うわけです。そういうことがアメリカ国防総省の中でどのように議論されているのかと。これは急にはできないですよ、これだけの部隊を移動するわけですから。県道104号線演習も議論をして受ける、受け入れないという中で、時間的にはかなりかかりました。県道104号線の場合には大砲を撃つ演習場がある、しかし、このオスプレイ24機の演習場はどこでやるのかと。部隊に所属する兵隊は—CH53から全部移動するわけですから、これを残しておいて移動するのかということに非常に興味、関心があります。その辺は具体的にどうですか。そうでないと、皆さん方が新聞に出している21世紀ビジョンを考えるシリーズの中で、委員はどう思いますかと聞かれて、いやいやハードルが高いと言っているよと。そのハードルが高いとはどういう意味ですかと。私自身は5年以内の運用停止は不可能だと思いますとしか言いようがないのです、私が持っている資料からしますと。県は実際考えるシリーズを出しているのです、県民にわかりやすいように具体的に説明する必要があるのではないですか。

**○又吉進知事公室長** 委員のこれまでの御経験でそのような話をされているのだと思いますけれども、ただ新聞を例に出されましたが、今現実に行政が日米両政府に働きかける基地負担の軽減というものは、この方向に集約されているわけでごさいます、他に具体的な動きはないということです。今、普天間飛行場の危険性除去をする方策というものは、一国の首相がやると約束をして米国にも話をしているというこの動き以外に具体的な動きはないと県は考えております。したがって、何かそれ以外の良策みたいなものが現実であれば、これは県としましても検討はやぶさかではないのですが、現実一刻も早く普天間飛行場の危険性を除去しなければいけないという命題に対しては今政府と沖縄で話し合っていることを一個一個着実に進めていくことが—一つは残念ではありますが、唯一の策であると考えております。

○吉田勝廣委員 それは非常にわかります。危険性除去を普天間であれ、辺野古であれ、私たちがヘリパッドをたくさん持っているのでそれぞれに感じるものはあります。ですが、今までの政府の一例えば、60機の飛行機の運用停止が本当に5年以内に可能なのかというところだけは不思議ではないです。一国の首相も「対相手があることです」と答弁でこのようなことを言っています。私だけではなくて、対相手があるのでいろいろありますよということを安倍総理大臣も言っています。そうしますと、相手がある交渉ですので、これは5年以内の運用停止はだめでした。10年もだめです。やはり埋立地をつくって新しい基地をつくらないとだめですということになりはしないかと心配なのです。過去、いつも約束したことを守っていないのが米軍ですので、これは日本政府ではないです。沖縄の実態は知事公室長も知っていますよね。先ほどの車をどこかへやってみたり、畑に突っ込んでみたり、学校に侵入してみたりということは金武町でもたくさんあります。ですから、こういうことから考えますと不信感が強いのです。5年以内の運用停止というものは本当にできるのかと。これはハードルはこれぐらいですがこれは日米で交渉しています、一国の総理大臣が約束したことです。知事公室長は本当はそう思っていないのではないですか。

○又吉進知事公室長 私どもは地方自治体の権能として日米両政府に働きかけるという仕事をするわけでございます。そのことについていろいろな考え方がおありになると思いますが、私どもはやはり沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会一軍転協と協力をする、あるいは渉外知事会と協力をする。さらにこれまでの実績をというような形で、その延長で一つの集約した形で5年以内の運用停止を含む4項目というものを政府に提示し、これを沖縄政策協議会の中で政府として受けとめるという形で今の枠組みができていますので、これがある意味で唯一の県行政として取り得る方向性でございますので、そこへ向かって邁進していきたいということでございます。

○吉田勝廣委員 私は、今までの経験、また調査関係から見ましても5年以内の運用停止はできないと思っております。それだけは言っておきます。そして、もう一つ、この新聞にありますが一けちをつけるようで申しわけありませんが、例えば読谷、泡瀬、ギンバル、キャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区と書いてありますが、読谷、泡瀬、ギンバルというものはみんな返還後も移設先つきですよ。

○又吉進知事公室長 統合計画の中では移設条件がそれぞれついていると承知しております。

○吉田勝廣委員 この新聞記事を見ますとみんな移設先つきで、例えば読谷補助飛行場は伊江島に、ギンバル訓練場はブルービーチへと。それから泡瀬ゴルフ場は嘉手納基地の中にということがありまして、また新たな移設先でやっているのです。ギンバル訓練場からいいますと、ブルービーチへ移設されたときには、1つのヘリパッドが2つになっているのです。そういうことがありまして、この記事を読んだらそうだねとなってしまうものですから、ここもそういう実態ですよということをおきましよう。この新聞を読んでみんな誤解するかもしれませんので、返還はされましたがみんな移設先つきですよということですよ。

○又吉進知事公室長 ただ大きな考え方としましては、やはり整理縮小・統合という考え方があります。つまり、1つの施設を移設するということは統合という考え方が1つありまして、大きく散らばっているものを集約することによってトータルとして基地を整理縮小しようということは一貫して沖縄の基地の負担軽減に流れているという考え方をございまして、今委員御指摘の部分もそういう性格のものであると考えております。

○吉田勝廣委員 先ほど玉城委員が質疑したハンビーのつり下げやバスケット、ブロックなどのつり下げについて、私は実際に消防のバスケットをつり下げて飛行している軍用機を松田から金武町へ移動している際に見かけたことがあります。これは消火訓練を行ったときに移動しているのです。これは移動するので、国道も県道も上空を通ります。この場合、日米地位協定上は普通の車両の移動については国道、県道、民間の村道、それから区道といえますか、こういう場所も移動できるということは言われておりますが、空の移動の場合はどうなのでしょう。

○又吉進知事公室長 一般的には航空機の本拠地から演習場への移動といったものは日米地位協定上は認められているということをございます。

○吉田勝廣委員 つり下げはどうですか。

○又吉進知事公室長 つり下げた状態が移動に当たるものか、あるいは提供施設外で何か行為をしていたのかということがどうもはっきりしないということではございます。しかしながら、車両、あるいはそういったものをつり下げて移動するという事は、これまでも日米地位協定上の問題とはなっていないという考えでございます。

○吉田勝廣委員 私は実際つり下げを目撃しました。これが国道や県道をまたぐと。これはつり下げですので、普通のヘリコプターが移動することとは少し違いますよね。また、金武町でよくあった人間のぶら下げですよ。これもやるわけですよ。大砲がある時代は105ミリ砲などの大砲も民間地域の上空でつり下げをやっていました。これをやっているとなんか落ちてこないかと不安があります。これに対して明確に日米地位協定違反ではないのかということがなぜ言えないのかと思います。普通は言えるのではないですか。

○又吉進知事公室長 今委員がおっしゃった部分につきましては、従前から県も問題意識を持っておりまして、軍転協の要請の中で、日米地位協定第5条においては演習場の使用について書かれておりますが、実質的な演習または訓練であるとみなさざるを得ない合衆国軍隊の施設及び区域からの出入りまたは移動が行われているという指摘があると。したがって、協議会として米軍の演習または訓練は提供されている施設及び区域内において行われるべきであると考えており、施設及び区域からの出入りまたは移動の定義を明確にし、演習または訓練の実態を伴う出入りや移動については明確に禁止する必要があると、そのように言っているわけです。したがって、一つの状況認識としては日米地位協定上は禁止はされていないでしょうと、しかしながら、これは日米地位協定上もおかしいのではないのかという指摘があったり、それと最大の問題はやはりそれを見ている県民が非常に不安を感じているという状況でございます。このこともきちんと解消していただきたいということを申し入れているということでございます。

○吉田勝廣委員 今の話は基地外を飛んで訓練をしているときも日米地位協定違反ではないということですか。

○親川達男基地防災統括監 訓練自体は当然提供施設区域内で行うべきだというスタンスに立っております。ただ、日米地位協定上の説明を受けると形態はいろいろありますが移動は可能だと。ただ、重量物をつり下げていくものにつ

いては県民の不安が大きいものですから、それはやるべきではないと県は申し  
ておりますし、そういった説明は十分やるべきだということを訴えているとい  
うことです。

○吉田勝廣委員 要するに、ジープでも何でも固定物があるとします。この固  
定物を金武町のブルービーチからキャンプ・ハンセンへ訓練して移動します  
と。それも別に日米地位協定違反ではないということですよ、移動という形  
をとっているから。しかし、それが訓練となってくると違反であると。

○又吉進知事公室長 にわかに県がこれは訓練である、訓練ではないとは言え  
ないのですが、これまでの演習の様態、今委員がおっしゃったような訓練も含  
めまして政府側がこれは日米地位協定第5条に基づく行動であるとずっと言っ  
ているわけです。

○吉田勝廣委員 やはりこれは大変なことですね。私は目撃して驚いたのです。  
これが落ちたらどうなるかと。それからもう一つ、基地外で演習をした場合は  
これは明らかに日米地位協定違反であるということとは言えるわけですよ。

○又吉進知事公室長 日米地位協定第5条では区域内での演習と理解されてお  
ります。

○吉田勝廣委員 今度は、基地と基地間に国道や農道が通っていますよね。こ  
の間を移動して訓練した場合はどうなりますか。

○又吉進知事公室長 これが先ほど来お話に出ております施設間の移動である  
と政府は解釈しているということでございます。

○吉田勝廣委員 私が言っているのは演習です。私たちが見て演習だと思うも  
のです。これはヘリコプターなので行ったり来たりして同じ飛行機が展開して  
いくわけですから、意味わかりますよね。演習というものはヘリパッドがこち  
らにあって、こちらにあるわけですから、こちらへ飛んできたりしますよね、  
オスプレイも。そして、いろいろな障害物を抱えて旋回をして演習をするとき  
に、国道、県道、農道、村道があった場合はどうなりますかと。これが現実的  
な問題です。そしてまた物を運んだときにはどうなるのかと。政府の方々は見  
たことないのでそういうことはわからないと思います。そして皆さん方も見た

ことないからわからないと思いますが、実際に旋回をして訓練しているのです。そのときはどうなりますか。恐らく今後、宜野座村の問題が提起されたので、このことはまた後で目撃証言が出てくると思います。実際に金武町に住んでいるので、こういう訓練は何度も見えています。そういうときに私たちがこれは日米地位協定違反ですよと明白に言えるのかどうかと。日米地位協定第5条から見ますと、明らかにこれも違反をしていますよと。県道104号線で武装している海兵隊が訓練しているのです。ですから、国道58号でもそういうことをしたことによって、日米地位協定の運用の改定でこれは中止になりましたよね。これについては私たちもずっと追跡してきました。そういうことがありますので、この辺も常に明白にすべきではないかと思えます。

○又吉進知事公室長 今委員がおっしゃったいかなる状況でどういうことで起こっているのかということの一つの問題提起と受けとめまして、宜野座村、金武町と地元町村に十分お話を伺って日米地位協定第5条との関係といったものにつきましてもしっかりと整理をする、あるいは整理をさせてまいりたいと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 幾つか質疑をさせてください。今、知事公室長の質疑が続いているのでお聞きしたいのですが、午前中に抑止力等についても研究しているという答弁がありました。そもそも、沖縄の普天間基地の海兵隊の抑止論ですが、県の見解はどうなのでしょう。研究していて県としては海兵隊が沖縄にあることによって抑止力はあるのだという見解なのですか。

○又吉進知事公室長 県は何度も議会等で申し上げておりますが、日米安全保障条約を含めました日米安保体制が沖縄を含むこの地域の安定に寄与していると。ここに米軍が存在することがこの地域のこれまで歴史的な安定に寄与してきたということは申し上げております。ただ、個別具体的にこういう兵力が効果を上げているとか、抑止力の実態はこうなっているとといったことについては、政府には説明を求めておりますが、まだまだ具体的かつ納得のいく説明をいただいていないということでございまして、抑止力の範囲を日米安全保障条約という言葉であれば県としては評価するものですが、個々の抑止力につきまして評価、あるいは非評価ということは今できていないということでございま

す。

○比嘉京子委員 県の見解を持っていないということはどういう理由からですか。

○又吉進知事公室長 それぞれのお立場があつて、しかも安全保障という国家間の極めて重要かつ非常に複雑な問題であります。したがいまして、我々地方自治体の県、あるいは法的に地方自治体がこれに関与するということが今はまだ仕組みとしてないわけでごさいます、これはあくまで政治的といいますか、国策についていかなる立場をとるかという話になるのですが、それにしましても大変立場によって大きく異なる、また影響があるという言葉でごさいますので、軽々とといいますか、抑止力はこのように作用しているということはまだ申し上げられる形にはなっていないということでごさいます。

○比嘉京子委員 県独自に研究者等も入れながら理論構築をしていかないといけないということで、国との対応についても言いなりになっているばかりでは、我々が日米安全保障の74%貢献し続けるという結果にもつながってきていると思います。そういうことから考えますと、沖縄県の利益、沖縄県民の安全、安心ということを考えたときに県がさまざまな意見云々ということは問題外ではないかと。いわゆる県として抑止力があるかないか。今の情勢の中で抑止力が本当に働くのかどうか。それはなぜかと申しますと、普天間基地はそもそもが本土にあったわけです。それを沖縄に持ってきた、本土でもよかった時期があった。そして、抑止力ということは今はユクシ力だということが展開されています。そのことを沖縄県が議論を持たないでどうやって国と対峙していくのか、どうやって減らそうとするのか、前段から私は論を異にするので議論はいたしませんけれども、今の状態を国に対する貢献度として認め続けていくなれば勉強しませんし、さまざまな意見がある中で結論が出ませんということで終止していくのでしたらしようがないと思います。これはいいですが、今おっしゃったいつの間にか移設なければ返還なしみたいな論にすりかわったのはどのような論からですか。県内移設でなければ普天間の危険性の除去ができない。なぜかといいますと、知事公約は確かにおっしゃるとおり第1番目に一日も早い普天間飛行場の危険性の除去をしますと、これはいいです。2番目に日米共同声明を見直し、県外移設を実現するとありますが、この2番目はどのようにされたのでしょうか。

○又吉進知事公室長 知事公約は1点目に、普天間飛行場の危険性の除去、一日も早い返還というものがあるわけでございます。本会議でたしか知事が答弁をしたかと思えます。2点目は、その方策としての県外移設であると。したがって、この日米共同発表に書かれていることは辺野古案であったと。ですから、それを見直して県外移設を求めるということが知事公約の内容であったということでございます。ただ、これは知事の言葉ではございますが、やはり要諦である普天間飛行場の危険性の除去のために何をするかと、ありとあらゆる方策を追及するのであるということが1点目の公約には込められておりまして、その流れから現実に埋立申請といったものが進捗しつつある、あるいは政府が5年以内の運用停止に取り組むと約束されたという中で現在の移設計画というものは一つの現実性を帯びていると考えているわけでございます。

○比嘉京子委員 はっきりさせたいことは、日米共同声明を見直しという方法論には行かなかった、それを選択しなかったということでもいいですね。

○又吉進知事公室長 選択といいますか、そのことについては知事も何度も強い言葉で政府、あるいは当初は民主党政権発足時の3党に対してそのことを強く申し上げてきました。そして、3党は一旦それを検討したというような経緯もあるようです。私もグアム移設案といったものについて接触したことがございます。しかしながら、現在そういったものにつきましては、現実的に動いていないということが現状でございます。

○比嘉京子委員 現実的かどうかという話を聞いているのではなくて、この2番目の公約は選択しなかったのですよね。したのか、しなかったのかということ聞いています。

○又吉進知事公室長 県が選択する、選択しないではなくて、県といたしましては普天間飛行場の危険性を除去するための最も早い、あるいは一何度も申し上げますけれども、現実的な方策を追及することはいろいろ御異論はあるとは思いますが、変わっておりません。したがって、選択しなかったということではなく、どこを見てもその方向に向いていないという現実はあるわけでございます。

○比嘉京子委員 普天間飛行場の危険性の除去ということに対して非常に危機感を持っていらした、それは県民みんな同じです。このことが県内移設をもつ

て解決するということが最も現実的であると。地元の反対がある限り現実的に不可能であるという言葉が使われていたものが、最も現実的だという言葉に変わったわけなのです。そのときにそこにあります論拠というものは、基地周辺に人口が多いから危険度が高いのでしょうか。知事の今回の議会答弁では非常に顕著にこの論を発せられておられました。基地周辺の住民の人口が多ければ危険性は高いのですか。そして、周辺の住民の人数が少なければ危険性は小さいのですか。

**○又吉進知事公室長** 今、普天間飛行場の周辺地域を見ますと、これが移設案との比較ということの本会議でも何度も御質問いただきましたけれども、やはり住宅の密集地の真ん中から海上へ移設する、飛行ルートの下に民家がない、一番近い民家まで1キロメートルある、面積が半分以下に減少すると。したがって、今委員がおっしゃった危険性については格段に減少するという事は確かでございます。

**○比嘉京子委員** そういうことは断言できるのでしょうか。例えば、海上が近いから、人数が少ないから、人口が少ない多いで危険性が変わるものではなく、同じ基地を運用しようとしませんと危険性はどこへ基地を持っていっても本質的に変わらないのではないですか。

**○又吉進知事公室長** 今おっしゃった委員の論というものはなかなか理解しにくいと正直思います。今、現実には普天間飛行場がそこにあって、あれだけの人口が密集している中でヘリコプターを飛ばすことと、代替施設の計画にあるように先ほど申し上げた条件の中で飛ばすこととは格段に条件が違ってくるだろうと。この判断というものは移設計画の非常に根本の部分であると思います。

**○比嘉京子委員** 意見の違いはあるかもしれませんが、きつい言い方をすればこうなります、多数者の危険は許されない、ですから一日も早く解決をしたいと。でも、少数者にとっての危険は許されるのかと。言いかえたらそういう論にもなります。それはどう思いますか。

**○又吉進知事公室長** このことについては考えの違いもあるかもしれませんが、極めて極端な議論だと思います。現実にはそこに飛行場があってヘリコプターが飛ぶ、これを何とかしなければならない。しかも、日米両政府の合意であるとかさまざまな要素がある中で、今、現実的な案というものは多数者、少数

者という議論ではなくて、現実はこの危険性を減らすことができる。沖縄県トータルとして基地負担軽減になるという観点で判断しております。

○比嘉京子委員 日本政府にとっては、沖縄県のこういった発想こそ歓迎されるべきことです。沖縄県が危険なものはどこにもいないと言い続けていたらどうなるかということなのです。今のようにそっちよりもこっちだというよりまし論を選択しようという考えがあるからこそ日本政府は一番きつい米国との交渉をずっと避けてきているという認識を私は持っております。沖縄県のどこかに押し込んだほうが彼らは汗をかかないで済みますし、楽です。そういう論の中で沖縄県庁のトップが考え、その下にいる人たちが考えていることこそが私は一番の元凶だと思います。これは平行線なので議論しません。

次に、午前中の土木整備統括監の答弁ですが、97ページ、陳情第86号の質疑が相次いでいるところで、正当な理由がどうかを審査しているという答弁がありました。正当な理由かどうかを我々は審査しておりますとおっしゃいましたので、その判断の観点ですよね。どのようにこれを判断するのかという観点といますか、基準といますか、それはどういった考えでやられるのですか。

○末吉幸満土木整備統括監 これは当初の申請書と同じような格好になりますけれども、公有水面埋立法第4条第1項及び第2項への適合状況というものがまず1つあります。それと、先ほど委員からありましたように、正当な事由が認められるかどうかということが同法第13条の2第1項で定められております。

○比嘉京子委員 もう一度お願いします。

○末吉幸満土木整備統括監 まず、公有水面埋立法第4条第1項及び第2項への適合状況というものが審査基準となります。次に、正当な事由があると認められるかどうかということが同法第13条の2第1項で定められております。これが私どもの審査基準ということになっております。

○比嘉京子委員 正当な理由というものは誰を主体に考えるのですか。

○末吉幸満土木整備統括監 具体的な基準の定めはございませんが、公有水面埋立実務ハンドブックによりますと、理由が正当か否かは免許権者の判断によるということで、解説に記載されております。

○比嘉京子委員 ということは、主体は県にあると考えていいわけですか。

○末吉幸満土木整備統括監 免許権者である知事でございます。

○比嘉京子委員 地元の反対が続いている中で承認をした結果ですけれども、このような設計変更は今回4点ですが、今後どのように展開されると予想されていますか。

○末吉幸満土木整備統括監 私どもは予想も、あるかどうかも考えておりません。

○比嘉京子委員 名護市が許可をしなければできないことを予定変更または設計変更、そういうことをやりながら県で何とか許可をとろうとしているわけですよ。それが今回の設計変更の申請書ではないですか。

○末吉幸満土木整備統括監 今回の申請書に書かれております変更理由につきましては、埋立承認後においても引き続き埋め立て等の工事について安全及び環境の保全に配慮しつつ、より効率的かつ着実に進めるための方策について検討を重ねており、今回これまでに検討した方策について事業内容に反映させるため計画変更に至ったものであるということで記載されておりました、私どもはそれで審査を今やっているというところです。

○比嘉京子委員 では環境部へお聞きします。このように変更が重ねられていくということに対して、環境への影響というものはどのように皆さんはチェックを入れる予定ですか。

○大浜浩志環境企画統括監 午前中にもありましたが、4点の変更事項につきまして土木建築部、それから農林水産部より意見を求められております。まず、埋立土砂の運搬につきましては、国道325号をダンプトラックが通ることに伴う騒音、振動、粉じん等の影響がどのようになっているのか。それから美謝川ルートにつきましては、水質汚濁の状況、動植物への影響はどのようになっているのかということについて、設計変更概要図書の中の添付資料として環境の保全に関して講じる処置を記載した図書というものが添付されておりますので、現在その内容について審査をしているという段階でございます。そのこと

を踏まえまして、土木建築部、農林水産部へ意見を述べていくという段取りで考えております。

○比嘉京子委員 今この申請に対して、10段階にしますとどれくらいの段階まで審査が終わっていますか。

○大浜浩志環境企画統括監 今は本当に緒についたところでございますので、その辺の内容について確認しているところでございます。その中からまた予測、評価、それから環境保全措置ということになってくると思われますので、そのようなことを環境保全の観点から審査をしていくということでございます。

○比嘉京子委員 このようにある意味で迂回をさせながらさまざまな変更をしていくということは考えられると思います。そうしますと、この環境アセスメント自体が環境影響評価法で最も悪い事例になるのではないかとと言われるほど後出しアセスメントで有名なのですが、そこでアセスメントの骨抜きにこそもしかしたらなるのではないかとという危惧の声もあるのですが、いかがですか。

○大浜浩志環境企画統括監 内容をまだきちんと審査していない段階で述べることは差し控えたいのですが、いずれにしろしっかりと審査をしていきたいと考えております。

○比嘉京子委員 土木建築部にお聞きしますが、このような設計変更等というものは今後も予測されますか。

○末吉幸満土木整備統括監 この変更申請というものは、あくまでも事業者であります沖縄防衛局がやることでございますので、私どもが将来どうということとはわかりません。

○比嘉京子委員 もちろん県がどうこう言うことではないですが、地元が反対しているから、地元の許可が得られないからそれなりに県へということとは十分みんな予測していることだと思いますが、皆さんは予測はしていないという判断でよろしいですか。

○末吉幸満土木整備統括監 私どもは予測はしておりません。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 まず最初に7ページ、これまで質疑が交わされておりますが、5年以内の運用停止の問題についてお聞きしたいと思います。皆さん方が考えている運用停止の状況というものはどういうことですか。

○又吉進知事公室長 これは本会議で高良副知事が答弁したかと思いますが、普天間飛行場周辺の市民が安心できる状態、飛行機の運用が極力減って市民の実感として安心が実感できる状態というものを目指しております。

○嘉陽宗儀委員 ということは、現在ある普天間基地の機能を停止させるということですよ。

○又吉進知事公室長 普天間飛行場というものはさまざまな機能を持っておりまして、これがトータルで停止するかしないかといったことについてはまた御判断があるかと思いますが、市民が最も負担に感じているのは航空機の運用に伴う騒音ですとか、あるいは墜落の危険ということでございますので、これを取り除くということでございます。

○嘉陽宗儀委員 取り除く中身がよく見えないので質疑させていただいているのですが、運用停止というからには普天間基地の機能停止につながらないと実際上の実効ある運用停止にはならないと思いますが、それはどう考えていますか。

○又吉進知事公室長 県が宜野湾市と協力をして政府と話をしているのですが、まず最も初期の作業部会の中では普天間飛行場の運用の状況—航空機の運用や騒音の発生源などを一つ一つ分析するという作業を行いました。その中で最も負担となっているものは何かといったことを一つ一つ洗って行って、それが米軍の運用に鑑みてどれぐらい減らせるのか。例えば外来機の問題、それから宜野湾市は常習訓練、また夜間訓練といった一つ一つについてきりきりと議論をして米政府に対してこれを減らしていただきたい、もし減らせないと言うのであればその理由を示されたいといったやりとりをしております。

○嘉陽宗儀委員 これも議論したいところですが、前に進みます。皆さん方は

政府には一応5年以内の運用停止の要求をしていますよね。

○又吉進知事公室長 昨年、12月17日の沖縄政策協議会の中で政府に対して普天間飛行場の5年以内の運用停止を含む4項目を要望しました。

○嘉陽宗儀委員 これは国際条約の問題ですから日本政府がその気にならないとどうしようもないと思いますが、政府はアメリカに皆さん方の要求をきちんと正式に外交ルート、交渉で要求していますか。

○又吉進知事公室長 沖縄の外交ルートといろいろなルートがあるかと思いますが、先のオバマ大統領と安倍首相の会談の中では仲井真知事から要望のある負担軽減について米政府も取り組んでいただきたいという趣旨の発言を総理が行ったと聞いております。

○嘉陽宗儀委員 私は安倍総理が何をアメリカ政府に対して発言をしたかというのを聞いているのではなくて、皆さん方がこれだけ5年以内の運用停止と言っているわけですから政府もそれをしっかりと受けとめてきちんと交渉すべきだと。普通の立ち話やどこかの会話で5年以内の運用停止を沖縄県民は求めていますからどうですかという類いではこれはできるわけではないと思います。正式に交渉のテーブルへの上せて沖縄県民の5年以内の運用停止についてはきちんとかけ合っていますかと聞いています。

○又吉進知事公室長 交渉という観点からしますと一少し脱線しますが、日米地位協定の環境補足協定、これは交渉が現実に行われておりまして、進んでいると。これも4項目の1つでございます。したがって、日米首脳会談の談話、あるいは局長クラスの調整等を含めて今後交渉が進められていくと理解しております。

○嘉陽宗儀委員 私は、少なくとも日本政府が本気で沖縄県民の苦難を取り除くという意味があって外交交渉するのであれば、可能性はあると思います。しかし、今みたいに今ある米軍基地を前提として正式な交渉に向けてはならない、どここの会議で少し話をしました程度ではできないと思います。皆さん方自身も政府にきちんとした国際間の交渉として議題へ上げて正式に要求をすべきだということを政府へ申し入れるべきではないですか。

○又吉進知事公室長　そもそも米軍の運用を変えたり、あるいは基地の整理縮小といったものは現在の仕組みでは日米合同委員会等でしっかり協議をしなければならないこととなっております。したがって、沖縄県が求める5年以内の運用停止もそういった日米間のきちんとした交渉、あるいは合意のもとで実現されるものと考えております。

○嘉陽宗儀委員　結局は何やかや言っても本気で5年以内の運用停止を求めることについては何も伝わってきません。私なりにいろいろ考えたのですが、なぜそうなっているのかということについては普天間基地の軍事的機能、海兵隊の機能が根っこにあると考えております。それについてはどう思いますか。

○又吉進知事公室長　御質疑の趣旨がわかりにくいのですが、いわゆる日米安全保障体制といったものを維持しつつ沖縄の基地負担の整理縮小を図っていくという大きな考え方というものは、これを基礎として成り立っていると考えております。

○嘉陽宗儀委員　この日米安全保障体制のもとでという話でしたが、この海兵隊は—この前本会議でも言いましたが、日本を守るための任務はないと海兵隊自身もそう言っています。これについては多くの文献がありますよね。そして海兵隊は基本的には緊急即応部隊、つまり侵略部隊です。これまでの戦績でベトナム戦争、レバノン戦争、イラク戦争、要するに日本と関係ない地域とだけ戦争をしているというものが実態です。これについては認めますか。

○又吉進知事公室長　これは政府に見解を求めて政府から海兵隊の役割・任務について回答が来ているわけです。また、この地域によってどのような作戦任務を遂行するのかといったことも幾つか政府の見解というものが出ております。この見解は今委員がおっしゃった見解とはかなり違ったものではあります。が、県としては政府の見解を理解するものでございます。

○嘉陽宗儀委員　これは私の見解ではなくてきちんとした公式文書で聞いています。では、皆さん方は今海兵隊はどこの任務についていると思いますか。

○又吉進知事公室長　具体的には、今これであると詳細に申し上げる材料を持ち合わせておりません。

○嘉陽宗儀委員 要するに、今海兵隊はイラクなどに出て行っているいろいろな紛争をやっております、レバノンも含めて。そういった海兵隊がやっていることについてはわかっていますよね。

○又吉進知事公室長 一般に公表されております資料や発表資料などで中東地域で海兵隊が活動しているということは承知しております。

○嘉陽宗儀委員 そうしますと、日米安全保障条約に基づきと言いますが、まず1つに日米安全保障条約にはイラクまで守る任務があるのですか。その範囲に入っていますか。

○運天修基地対策課長 日米安全保障条約の第6条におきまして、日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するためアメリカ合衆国は陸軍、空軍、海軍及び日本国において施設及び区域を使用することを許されるということになっております。

○嘉陽宗儀委員 結局は日本及び極東地域の問題というものは出てくるかもしれませんが、地球の裏まで行って安全保障条約の範疇ですというものは政府の答弁さえも無理があります。ですから、皆さん方はそれをきちんとわかった上で安全保障条約がありますというだけではやらないほうがいいと思います。日米安全保障条約に海兵隊の駐留は認められていますか。

○又吉進知事公室長 日米安全保障条約そのものには海兵隊という言葉は出てきませんが、いわゆる米軍の我が国への駐留を認めるといった趣旨の条約となっております。

○嘉陽宗儀委員 日米安全保障条約上は陸軍、海軍、空軍となっており海兵隊はないです。簡単に言えば陸海空です。それから見ますと海兵隊は米軍ということには間違いありませんが、日米安全保障条約上もこれは疑わしいと思いますが、どう思いますか。

○又吉進知事公室長 この件は何度も議論されていると思います。これに対して政府側の回答というものは、組織上海兵隊は海軍の傘下にあると。軍令上、軍政上とありますが、軍令上は別の組織であります、軍政上は海軍の中の組織として日米安全保障条約の中で読まれているといった趣旨の説明を受けてお

ります。

**○嘉陽宗儀委員** 海軍の一翼部隊ということでしたけれども、海兵隊は別任務ができてアメリカは世界各地で戦争をやってきたら特別に殴り込み部隊、敵の裏に潜入をしてそこからひっくり返す任務が必要だということで別部隊をつくりました。今は陸海空四軍と言います。三軍とは言いません。ですから海兵隊はもともと日米安全保障条約上も公然と県民に海兵隊の任務ですから大丈夫ですということは認められないと思います。要するに、今もどこかで—今度はイラク国がありますよね。よその国で何かありましたら緊急即応部隊の任務を持っている海兵隊の基地が普天間基地ですので、アメリカは常時世界各地で国際紛争があれば海兵隊を全部の地域に派遣しております。そういうアメリカの海兵隊任務から考えてみて5年以内に運用停止ができるのですか。私は代表質問でもこのことを聞きました。

**○又吉進知事公室長** 質疑の趣旨がわかりにくいのですが、今委員がおっしゃるように海兵隊は世界各地に展開し、さまざまな役割を持っていると。迅速に対応する初動対応部隊と言っているようですけども、この沖縄の地域においても一定の任務、あるいは第3海兵遠征軍というものが存在してそれぞれ活動しているということなのですが、これは基地全般に見てその活動が沖縄県民に負担なしとしないという状況の中で、とりわけ普天間飛行場の危険性の除去という観点から海兵隊の運用を極力工夫し、減らし、普天間基地周辺の住民の負担を減らしていくといったことをやっていただきたいと、これが県の考えでございます。

**○嘉陽宗儀委員** 5年以内の閉鎖というものは先ほどの言い分ですけども、問題は客観的に見て最も実現可能と皆さん方は言いますが、最も実現可能ではないです、これは。この海兵隊任務について第7艦隊の水陸両用部隊で第7遠征打撃軍侵略部隊、こういう軍隊として最も凶暴な軍隊にあっていつときも休まるときはなしと。兵が本国に帰ってからいろいろと病気になったりしたのもこの海兵隊ですよ。ですから、形も即応部隊としては機能しているので、5年以内の閉鎖についてはとてもではないですがそういうことができるわけではないのです。このことははっきりさせないといつまでたっても5年以内の閉鎖を求めると、10年たっても5年以内閉鎖を求めるというスローガンになってしまいます。皆さん方は実践のためのものではなくて、この5年以内というものは宣伝するためのスローガンではないですか。

○又吉進知事公室長 今のは委員の御見解として承るしかないわけですが、県といたしましては先ほど来申し上げております沖縄における基地、海兵隊の運用の実態、そういったものを考慮しながら普天間飛行場の危険性の除去、5年以内の運用停止というものを実現しなければならないと。やはり客観的に普天間飛行場を見た場合、行政としてとり得る現実的な方向性というものはこれ以外にないわけでございまして、これ以外に今負担に苦しんでいる普天間飛行場周辺の方々の負担を早期に取り除く手段というものは具体的にございませぬ。したがって、県といたしましては強力にこれを推し進めてまいりたいということでございます。

○嘉陽宗儀委員 今のは重大発言だと思います。やはりヘリコプターが墜落したらまたいずれ惨事になるのですから、実現しないようなものをいつまでもスローガンのように頑張っていますということだけではだめだと思います。ですから、本気になって一最初に私は言いました、日本政府がこの5年以内閉鎖についてもアメリカと正式に交渉を持つという努力をさせられなければ同じことをスローガンとして繰り返すと思います。まとめの質疑をしますが、改めて5年以内という閉鎖というのであれば、日米交渉のテーブルに上げるべきだと思います。そのための努力はできますか。

○又吉進知事公室長 大変建設的な御提案だと思います。日米交渉に上げるべき、まさにそのとおりでございまして、そのために県としても努力をしてまいりたいと思います。

○嘉陽宗儀委員 この議論を知事公室長とやりますと私のほうの元気がなくなりますので……。5年以内といっても、結果は辺野古の工事に今着手しておりますけれども、実際上は5年以内では終わらないわけですから一先ほど午前中に前の委員の方たちがやっておりましたが、それができるのであれば海兵隊を沖縄には置かないでくださいと、普天間基地を閉鎖・撤去せよということが一番よいことではないですか。

○又吉進知事公室長 これは何度も委員を初めいろいろな方から即時閉鎖・撤去、これが理想であると。まさに県もそれは同感であります。しかしながら、その道筋というものは全く現実的ではないと県は考えております。

○嘉陽宗儀委員 アメリカがなぜ辺野古にこだわるのかという問題についても本会議で議論をしましたのでやめますが、改めて本気になって危険性の除去というのであれば今のやり方ではだめだということを申し上げて質疑を前に進めます。

93ページの埋立承認の問題ですが、皆さん方は辺野古埋立承認問題等調査特別委員会一百条委員会でもいろいろと答弁をしておりましたが、現段階でとり得る対策をとったので承認をしたと答弁をしておりました。そして、私はそのとり得る具体的な措置が講じられるという中身は何ですかと聞きました。もう既に埋立工事が始まっておりますが、今そのとり得る具体的な措置というものはどのようなものがありますか。

○末吉幸満土木整備統括監 埋立工事そのもの自体まだ始まっておりません。

○嘉陽宗儀委員 この環境保全策で、知事がこれまで繰り返し答弁をしてもやはり環境保全策は万全だということで、一晩でひっくり返って埋め立て不可能が可能となりました。そのときに沖縄防衛局と皆さん方が何度も質疑、質問等を行いました。沖縄防衛局の態度は必要に応じて専門家等の指導・助言を得て必要な措置を検討し適正に実施していくということになっていきますよね。

○末吉幸満土木整備統括監 そのとおりです。

○嘉陽宗儀委員 必要な措置の具体的な中身について事業者から説明はありましたか。

○末吉幸満土木整備統括監 まだございません。

○嘉陽宗儀委員 これまでも曖昧表現で必要な措置を検討して適切に対処しますや努力しますなどといったわけのわからない、実効性のない答弁が321カ所ありました。これは数えてみましたか。

○末吉幸満土木整備統括監 委員からの指摘で気づきました。

○嘉陽宗儀委員 では、私が指摘したことは間違いなかったですね。

○末吉幸満土木整備統括監 申しわけございません。数は数えておりません。

○嘉陽宗儀委員 前から言っておりますが、非常に事業者側は不真面目です。県民だましです。要するに、適切に対応しますということは一般的には何かやってくれるのではないかという錯覚に陥りますが、しかし、環境保全策の具体的な措置については何もない。マニュアルをつくって示しますと言いましたがこのマニュアルはどこが作りますかと聞いたら、皆さん方は事業者側がやりますと言いました。そして、百条委員会で事業者側に聞きましたら、これは県の仕事ですから県がやりますという食い違いがありましたけれども、今の段階でマニュアルは幾つかできていますか。

○末吉幸満土木整備統括監 まだ報告はいただいております。

○嘉陽宗儀委員 この事業をさっさと進めると言っていて、そうしないと環境保全ができないという重大問題なのに今もどうなっているかわからないという体制で県はいいのですか。仲井眞県政はまともに環境保全をしようという姿勢が全く見られないということをおっしゃるを得ないのではないですか。

○末吉幸満土木整備統括監 私どもは免許に際して留意事項というものをに入れております。その留意事項の中でいろいろと事業者にやってくださいということをおっしゃっておりますので、そういうことが当然事業を実施する前には私どものほうに協議があるものと理解しております。

○嘉陽宗儀委員 なぜこのことにこだわるのかといいますと、事業者側が環境調査を依頼しているところも一今、西銘県政の話が出ましたけれども、新石垣空港の環境調査をしているのもあの会社です。豊かなアオサンゴがあるにもかかわらずサンゴはありませんという報告書を出した会社ですから、今度もジュゴンの専門家がいますと言うので本当にいますかと聞いたらいませんと言われました。ジュゴンの専門家がない、そしてジュゴン保護ができないにもかかわらずジュゴン保護をきちんとやりますということをおっしゃるような会社ですので、県はそのようなことを踏まえて改めてこの問題を重要視して事業者側にマニュアルの作成はどうなっているのか、いつまでに出すのかと。そして、このことを県民に公表してください。県民がみんな環境監視をします。最低このぐらいの努力はするべきではないですか。マニュアルを公開してください。

○末吉幸満土木整備統括監 当然事業者におきまして、米軍にマニュアル等を

つくって示すということをおっしゃるので、その中で公表というものと理解しております。

○嘉陽宗儀委員 時間の関係がありますので前に進みますが、この埋立承認について米国議会調査局が高く評価するというのがコメントにありましたが、この記事については知っていますか。

○又吉進知事公室長 委員御指摘の記事というものは平成26年2月27日の記事だと承知しております。もとになりました米国議会の下院の調査局でございますが、この文書は県が入手しておまして、確かにこの報道にあるような趣旨のことが書かれております。ただ、この報告書自体はTPPでありますとか、米国の日本とアメリカの外交関係でありますとか、そういったものの一部でございます。下院調査局が調査した結果を報告に示しているものであると受けとめております。

○嘉陽宗儀委員 これは新聞記事ですが、当局者の多くが仲井眞弘多知事による埋立承認を大胆な決断と歓迎し、知事の条件を満たすために膨大な時間と資金を投資した安倍政権の成果を評価していると。振興策で金でほったをたたいて埋立承認をさせたということが書いてありますね。これについてはどう評価しますか。

○又吉進知事公室長 評価しているというような記事になっておりますが、ここには割と公平に米国議会調査局、下院の調査局の客観的な見解が述べられているものと考えております。この中には埋立承認に関しては県民の反対が多いとか、賛成派、反対派の動きについてもしっかり公平に書いてあるのではないかと考えております。一つの調査報告書であると受けとめております。

○嘉陽宗儀委員 埋立承認の経過を報告するような状況というものはやはり異常だと思います。私たち沖縄県民は建白書をつくって政府にも突きつけてきちんと守りなさいということをやりましたが、それを正面から知事が建白書の立場を踏みにじった、そのことを米国議会調査局は高く評価する、そしてその裏では振興策でたくさんのお金を出したのだろうということになっております。建白書をあのよう知事が踏みにじりましたが、建白書をあのようになしにしていいものと考えていますか。

○又吉進知事公室長 私の立場で建白書の今おっしゃったような評価を下すことは控えたいと思います。

○嘉陽宗儀委員 仲井眞知事の任期内での最後の米軍基地関係特別委員会一軍特委ですのでわざわざ聞いているのです。改めて軍特委を開いて聞く時間はありません。少なくとも知事公室長の所見でもいいので述べてください。

○又吉進知事公室長 建白書につきましては、オスプレイの反対実行委員会、県議会の全会一致などさまざまな方々の連名でつくり上げられたと承知しております。ただ、それが県に向かって出されたということでもありませんし、首相に向かって出されたということですので、県としていかなる評価をするかということなのですが、県といたしましてはそこに名を連ねられた方々の思いでありますとか、逆に現在どのようなお考えになっているのかも含めまして今軽々に県から建白書に対する評価といったものを申し上げる立場にはないということでございます。

○嘉陽宗儀委員 これが主題ではないのでこれ以上言いませんが、あの建白書は少なくとも沖縄県民の総意です。その総意に対して、知事はこの前のこちらの質問に対しても、私は埋立承認を邪魔する人は政治生命をかけて戦うみたいな発言までしていますので、少なくとも県政としてももっと県民の総意について尊重すべきということを申し上げて、所見だけ聞いて前へ進みます。

○又吉進知事公室長 答弁が大変難しいのですが、建白書への所見ということでありましたら、先ほど申し上げましたように、それぞれのおつくりになった方々のお考えがあるということで所見は控えさせていただきますが、県といたしましてはやはり普天間飛行場の危険性除去、このためにありとあらゆる我々一般職員も全力を挙げるという決意でございます。そのことを御理解いただきたいと思っております。

○嘉陽宗儀委員 最後に、96ページから97ページ、陳情第86号。設計変更についてですが、名護市の許可が必要なので沖縄防衛局はここへ変更したと思っておりますが、皆さん方はどのようにかかわってききましたか。

○末吉幸満土木整備統括監 先ほど来何度か説明差し上げていますけれども、沖縄防衛局からの変更申請書の理由なのですが、変更の理由としては本事業に

については埋立承認後においても引き続き埋め立て等の工事について安全及び環境の保全に配慮しつつ、より効率的かつ着実に進めるための方策について検討を重ねており、今回これまでに検討した方策について事業内容に反映させるため計画変更に至ったものであると記載されております。

○嘉陽宗儀委員 環境保全に留意するという事になっておりますが、あれは美謝川の暗渠部分が一番最短ですよ。

○末吉幸満土木整備統括監 当初の設計計画ではそのようになっております。

○嘉陽宗儀委員 なぜあれを短くしたのか、当局側は説明していますか。

○松田了海岸防災課副参事 当初の計画では3案で検討しておりまして、その中から原案を設定しております。具体的な理由としましては、代替施設内の施設配置を考慮して見直しを行った3案のA案からC案について比較検討を行った結果、暗渠水路区間が最も短く環境への影響が低減でき、辺野古ダム貯水池利用にも影響を及ぼさない案、B案を選定しましたという記載がございます。

○嘉陽宗儀委員 この環境との関係でいえば、県は比較検討した結果下流側に生息している生物への影響をどのように評価したのかということがよく出されていないと。しかし、暗渠部にすると生息環境が変わるためですので、開渠にする必要がトンネルではなくてきちんと上はあけたようなものにしないと。そうすれば自然環境が守れるでしょうということが書いてあります。

○松田了海岸防災課副参事 河口部分につきましては、現在の美謝川河口部はラグーン—潟湖状の地形を形成しており、流速が遅くなる範囲が形成され、これが陸域からの土砂を堆積させ海域への拡散を防ぐ機能を果たしていると考えられます。このようなことから、有識者の指導・助言をいただき構造の詳細設計段階において以下のような工夫を行って可能な範囲でラグーンの持つ機能を再現するようにしますということで、干潟—ラグーンの再形成を行うということで対策をとることが記載されております。

○嘉陽宗儀委員 この暗渠部分が長くなりますと、自然環境にも悪い影響を与えるということで、できるだけ暗渠部分を短くしてあとは開渠部分を長くしたということですけども、実際には全部暗渠にしていたはずですよ。

○松田了海岸防災課副参事 今回の案につきましては、一部の区間、約500メートルを現況の状態で保全することが可能となります。なお、暗渠部分を新たな地形改変を行わない代替施設本体の施工区域内に計画しますということで、暗渠の長さは約1200メートルということになっております。

○嘉陽宗儀委員 結局、暗渠部分にしますと植物の生息やその他の生息場の形成、こういったものに否定的な影響を与えるといいながら、全部暗渠にしてありました。これだけでも県民は納得できないです。それで、改めて県は設計変更はまかりならないという言葉を用いるべきだと思うのですが、どうですか。

○末吉幸満土木整備統括監 今、審査の緒についたばかりですので、法令にのっとり対応してということしか今は申し上げられません。

○嘉陽宗儀委員 申し入れて県民が納得するわけではないと思いますが、少なくとも暗渠にしてはだめだと出しているながら検討した結果は名護市の許可が必要だということもあるのでしょうかけれども、かからないように全部暗渠にして自然環境を破壊するということは認められないです。ですから、県はもっと県民の立場からこれは取り組んでほしいということで終わります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等入れかえ)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

次に、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る7月以降の米軍関係の事件・事故についてを議題といたします。

ただいまの議題について、警察本部刑事部長の説明を求めます。  
大城盛重刑事部長。

○大城盛重刑事部長 平成26年7月から平成26年8月末までの米軍構成員等による事件の検挙状況について御説明いたします。

同期間における米軍構成員等の刑法犯の検挙は、6件5名、前年同期比でプラス1件、マイナス1名となっております。

罪種別では、窃盗事件が4件4名、器物損壊事件が1件1名、住居侵入事件が1件0名となっております。

検挙した被疑者につきましては、那覇地方検察庁に送致しております。

以上で、御説明を終わります。

○新垣清涼委員長 警察本部刑事部長の説明は終わりました。

次に、警察本部交通部長の説明を求めます。

當山達也交通部長。

○當山達也交通部長 本年7月以降の米軍構成員等による交通事故の発生状況について御説明いたします。

米軍構成員等による交通事故につきましては、本年7月から8月末までの間に26件の人身事故が発生し、前年同期と比べ8件、23.5%減少しております。

なお、死亡事故の発生はありません。

以上で、御説明を終わります。

○新垣清涼委員長 警察本部交通部長の説明は終わりました。

これより、7月以降の米軍関係の事件・事故について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 金武町で7月でしたか、軍属が朝の4時半か5時前後に起こした事件がありますよね。この事件の詳細について説明していただけませんか。

○大城盛重刑事部長 8月9日ですが、金武町字金武で20歳の海兵隊員が、民間人でございますが被害者宅の敷地内に侵入したものでございます。

○吉田勝廣委員 住居侵入ではなくて、傷害事件を起こした軍属について説明をお願いします。

○大城盛重刑事部長 軍属による傷害事件の概要について、8月24日午前4時34分ごろ金武町字金武の路上において、米軍属の男が日本人男性を押し倒す暴行を加えて傷害を負わせた傷害事件でございます。

○吉田勝廣委員 今どうなっているのかという経過について説明をお願いします。軍属はどここの軍属で、なぜ4時半ごろに事件が起こったのかということについて。

○大城盛重刑事部長 身分は在沖米海兵隊のコントラクターで、8月24日に緊急逮捕をしております。処分の結果については9月9日に起訴猶予ということになっております。

○吉田勝廣委員 被害者は。

○大城盛重刑事部長 被害者は金武町字金武に住んでおります53歳の男性でございます。

○吉田勝廣委員 今の傷害の状況と賠償金を払って何かしたので起訴猶予となっているのですか。

○大城盛重刑事部長 被害者に対して示談金の支払いがあったということでございます。被疑者は被害者から先に手を出したという供述をしておりましたが、捜査した結果そういった事実はないということで把握しております。

○吉田勝廣委員 現場を見ているときに厳しい捜査をしていると感じました。警察の対処が非常に早くて現行犯ですぐ逮捕できたということで。そして、なぜ軍属が4時半という朝早い時間にお酒を飲んだ状態でその場所にいたのかということが腑に落ちなかったのですが、彼は飲酒していたのですよね。

○大城盛重刑事部長 呼気からアルコールが検知されておりますけれども、詳細については控えさせていただきたいと思います。

○吉田勝廣委員 演習が激化してきますと、犯罪にならない犯罪といえますか、最近まで12時以降の飲酒が禁止されていたのでそれほど事件・事故は発生していませんでしたが、それが今ある程度解除されつつあります。そういうことになりますと、また始まるわけですね。その辺の警察と米軍との関係で飲酒に伴う事件・事故を防ぐためにどういった対策をとっているのですか。これは交通安全の場合はいつもそういうことをやっているのです、刑事部長としてはどうですか。

○大城盛重刑事部長 県警察では、事件・事故の未然防止を図る観点から米軍人による事件・事故等の初動対応を専門的に行う自動車警ら隊の渉外機動警ら係のほか、機動捜査隊、そして交番等の勤務員などによるパトロール等を通じて深夜徘徊する米軍人等に声かけをして帰宅を促すなどの取り組みを行っております。また、事件・事故が発生した場合には、その時々々の事件・事故の特徴を踏まえて米軍に対する再発防止などの申し入れを行っているほか、新たに沖縄に配属された兵士等に対する交通安全講話、あるいは海兵隊に対する防犯講話または軍人・軍属の家族の犯罪抑止のために米軍の担当部署に対しましてそういった安全講話や防犯講話などの実施に向けた協力要請等の取り組みを行っております。

○吉田勝廣委員 最近、基地外住居がふえつつあります。そして、基地外に住んでいる海兵隊員が家へ訪問したりなどして友達交流をします。それと海兵隊員が民間地域を昼夜関係なく闊歩すると。金武町は海兵隊が多いので最近よく目撃します。日米友好関係や文化を知るためにそのようなことも結構ですけれども、夜に闊歩するということは大変なことだと思います。それは子供を持つ親からしますと、そこを闊歩されると困るという意見をよく耳にします。そういうことを知事公室長に言えばよかったです、刑事部としては防犯講話のときにそのようなことを米軍に徹底させるということは今まではなかったのですか。

○大城盛重刑事部長 先ほども答弁いたしました、事件・事故の防止については、事件・事故が発生した機会を捉えて米軍に対する再発防止等の申し入れはその都度行っております。

○吉田勝廣委員 金武町の首長はいつも基地の中に入って、用もないのに夜は

闊歩しないようにということを伝えております。最近、子供たちが米軍との関係でいろいろありまして、そういう報告が私のところへもあったものですから、これは言っておかないといけないと思いました。闊歩をする人が多過ぎると次に何か事件が起こるかもしれないと予見するわけです。そういうことがあるものですから、そこは金武町の町長にも申し上げて、警察もそういう意味で交番所で巡回をぜひやっていただきたいと思います。

**○大城盛重刑事部長** 委員がおっしゃいますように、防犯の観点から交番等の警らや涉外機動警ら係などでそういったパトロールの強化をしていきたいと考えております。

**○吉田勝廣委員** 刑事部長への質疑はこれで終わって、次に交通部長へお聞きします。

私たちがよく通勤したりするのですが、米軍の車列についてです。これは5台、6台、7台と大型の車両が列をなして、交通渋滞が起きています。この光景はよく見かけますが、少しひどいと思います。もちろん米軍の車両による交通事故の発生も多いです。これをどのようにして指導するのか。これは何か違反になりますか。要するに、5台、6台と長いですね。例えば、先頭車両が50キロ、40キロの速度で走っておりますと、後ろを走っている車は30キロで走ったりしますよね。このことは何度も言われておりますが、どう解決したらいいですか。

**○當山達也交通部長** 確かに数台連ねて公道を走りますと当然渋滞の一つの要因になります。渋滞の緩和につきましては、その都度米軍側には申し入れをしているところですが、数台連ねて走行している理由の一つには多分に地理不案内なために後続の車両が迷子にならないように先頭が誘導しているということもあろうかと思っておりますので、いずれにしましてもそういう渋滞等の発生がないように今後も申し入れをしていきたいと思っております。

**○吉田勝廣委員** 縦列で走行するといったことについては、道路交通法上何も関係ないのですか。大型車両が5台、6台、7台連なって走行することはかなりの渋滞につながりますよ。

**○當山達也交通部長** 特段違反の適応されるような条項はないようですけども、ただ連ねて走行する場合には当然グループであるということがわかるよう

にライトをつけたりなどの配慮はしていただいていると考えております。

○吉田勝廣委員 この縦列走行は頻繁に見られます、私も通勤していますので。そして苦情も多いです。その辺をどうするのかと。私たちはそのたびに警察に通報するのですか。解決法としてはどうしたらいいですか。

○當山達也交通部長 米軍側には朝夕の出勤のラッシュ時を避けて走行していただく、あるいはそのルートを渋滞、ラッシュ時にかち合わないようなルートを選定していただくというような配慮が必要になるろうかと思っておりますので、申し入れをしていきたいと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 少し関連するのですが、国道58号の中で北谷町の十字路が一番事故の発生率が高いという報道がありました。そして、この北谷町の十字路での米軍構成員による交通事故の割合というものはやはり多いのですか。

○當山達也交通部長 事故といいますが、県警では人身事故の統計をとっておりまして、米軍関係の物損事故がどの程度発生しているのかということについては今手元に資料がございませんので、なかなか御説明するわけにはいきませんが、先ほど冒頭に御説明しましたように7月から8月まで26件の人身事故が発生しているということでございます。その特徴としまして、米軍施設の管轄をしている警察署管内で発生しております。南は宜野湾署から北は名護署管内ということで、そのことからしますと米軍施設に近い場所では米軍関係の人身事故が発生しているという傾向がございます。

○仲田弘毅委員 交差点での出会い頭の事故が圧倒的に多いという指摘もありましたが、今県警は国道58号でのスピード違反による大きな事故をなくそうということで、信号を若干変更するという話もあったのですが、去る月曜日に国道58号が相当混雑していました。その信号機の調整をしているのかと考えたのですが、その工事は月曜日にありましたか。

○當山達也交通部長 御指摘がありましたように、信号機のサイクルの見直しを県警では行っております。夜間に限って信号機のサイクルを短縮しまして、

一定のエリアですが赤信号が出る回数を多くしてございます。この理由としましては、死亡事故の特徴を分析しましたところ、夜間一特に週末の夜間に多く発生しており、国道、交差点での事故というのが特徴でございます。細かく分析してみますと、交通量が少なくなる夜間に御指摘のように出会い頭という事故が多発している傾向もございまして、スピードを出さないようにスピードを抑えるような対策が必要だということでの信号サイクルの短縮でございます。計算上は一定の期間で50キロメートル地点を20キロメートルオーバーで走行した場合、従来のサイクルですと1回しか赤信号で停止しないものが、このサイクルの短縮によって3回赤信号で停止すると。これでスピードの出し過ぎを抑えるという効果を期待して実施しております。この月曜日に関して、一定の夜だけ混雑したとうことに関しましては、特段この信号のサイクルの見直しの影響ではないと思います。事故等などいろいろな要素が加わっての渋滞ではなかったかと考えられます。

○**仲田弘毅委員** 北谷町から沖縄市方向へ方向転換をして渋滞を避けたのですが、そこまで1時間20分ぐらいかかりました。県警による信号機の調整によってこのように渋滞になっているのかと思っておりました。米軍車両であろうが、我々沖縄県民の車両であろうが、事故が起こらなくなるということは大いに結構なことです。余りひど過ぎますと今度はまた燃費との兼ね合いもありまして、停車する時間が多いということはそれだけエンジンを空吹かしすることにもなりますので、そこはまたほどほどにやっていただきたいと思います。

○**新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**新垣清涼委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、7月以降の米軍関係の事件・事故についての質疑を終結いたします。説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。休憩いたします。

(休憩中に、説明員等退席)

○**新垣清涼委員長** 再開いたします。

陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情44件とお手元に配付してあります本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきまして、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された陳情等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 新 垣 清 涼